資料3−1

建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けた取組

国土交通省　不動産・建設経済局
建設振興課　専門工事業・建設関連業振興室

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000101.html

建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けた取組の経緯

国土交通省

- 建設工事従事者の**安全及び健康の確保は、建設工事の大前提**。
- 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画（平成29年6月閣議決定）に基づき、**建設工事における安全衛生経費の適切な支払のための取組として、①確認表と、②標準見積書の作成・普及を推進**。

平成28年12月	**建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律 成立**
平成29年6月	**建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画（閣議決定）** 安全衛生経費については（中略）適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるような実効性のある施策を検討し、実施すること
平成30年～令和4年	**建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会**
令和4年～	**安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG**
令和5年8月	**取組①「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな形）」及び「説明書」を公表** → 建設業者団体に作成・活用を依頼
令和6年3月	**取組②「安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順」を公表** → 建設業者団体に「標準見積書」の作成・活用を依頼

取組① 安全衛生対策項目の確認表

- 各専門工事業団体において、工事の特徴を踏まえ工種ごとに「確認表」を作成
- 見積条件の提示の際に、安全衛生対策項目の「対策の実施分担」及び「費用負担」を元請・下請間において確認

取組② 安全衛生経費を内訳として明示するための標準見積書

- 各専門工事業団体において、工事の特徴を踏まえ工種ごとに「標準見積書」を作成
- 下請企業が元請企業（直近上位の注文者）に対して提出する見積書について、従来の総額によるものではなく、その中に含まれる安全衛生経費を内訳として明示

安全衛生経費の適切な支払い

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年12月16日法律第111号）の概要

建設業における重大な労働災害の発生状況等に鑑み、建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進するため、公共発注・民間発注を問わず、労災保険料を含む安全衛生経費の確保や一人親方問題への対処等がなされるよう、特別に手厚い対策を国及び都道府県等に求めるもの

＜目的、基本理念＞

目的、基本理念

＜目的＞　（第１条関係）

- 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めること等により、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって建設業の健全な発展に資する

＜基本理念＞　（第３条関係）

- 建設工事の請負契約において適正な請負代金の額、工期等が定められること
- 建設工事従事者の安全及び健康の確保に必要な措置が、設計、施工等の各段階において適切に講ぜられること
- 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識を高めることにより、安全で衛生的な作業の遂行が図られること
- 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上が図られること

＜国等の責務、法制上の措置等＞

国等の責務、法制上の措置等

＜国等の責務＞　（第４条から第６条まで関係）

- 国は、基本理念にのっとり、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的に策定、実施する
- 都道府県は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、当該区域の実情に応じた施策を策定、実施する
- 建設業者等は、基本理念にのっとり、建設工事従事者の安全及び健康の確保のために必要な措置を講ずる

＜法制上の措置等＞　（第７条関係）

- 政府は、施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない

＜基本計画等、基本的施策＞

基本計画等　（第８条・第９条関係）

- 政府は、建設工事従事者の安全及び健康に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を策定しなければならない
- 都道府県は、基本計画を勘案して、都道府県計画を策定するよう努める

基本的施策　（第１０条から第１４条まで関係）

①建設工事の請負契約における経費（労災保険料を含む）の適切かつ明確な積算、明示及び支払の促進　②責任体制の明確化（下請関係の適正化の促進）　③建設工事の現場における措置の統一的な実施（労災保険関係の状況の把握の促進等）　④建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に係る取組の促進　⑤建設工事従事者の安全に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配意した材料・資機材・施工方法の開発・普及の促進　⑥建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発

＜推進会議の設置＞

建設工事従事者安全健康確保推進会議　（第１５条関係）

関係行政機関相互の調整を行うことにより、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進を図るため、「建設工事従事者安全健康確保推進会議」及び専門的知識を有する者によって構成する「建設工事従事者安全健康確保推進専門家会議」を設ける

施行：平成29年３月16日

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画（令和５年６月１３日閣議決定）

はじめに　現状と課題

・建設工事の現場での災害により、年間約350名もの尊い命が亡くなっていることを重く受け止め、災害撲滅に向けて一層の実効性のある取組を推進するとともに周知等が必要である。
・一人親方等は、建設工事の現場では、他の関係請負人の労働者と同じような作業に従事しており、特段の対応が必要である。
・建設工事従事者の高齢化が進行している中、若手をはじめとした入職の促進等、中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務である。

第１　基本的な方針

１．適正な請負代金の額、工期等の設定
２．設計、施工等の各段階における措置
３．安全及び健康に関する意識の向上
４．建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上

第2　政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

１．建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等
（１）安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等
・安全衛生経費については、適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるよう、安全衛生対策項目の確認表及び安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及を図る。
・安全衛生経費の必要性や重要性について、発注者、建設業者及び国民一般に対して理解してもらうよう戦略的に広報を実施する。
（２）安全及び健康に配慮した工期の設定
２．責任体制の明確化
３．建設工事の現場における措置の統一的な実施
（１）建設業者間の連携の促進
（２）一人親方等の安全及び健康の確保
（３）特別加入制度への加入促進等の徹底
４．建設工事の現場の安全性の点検等
（１）建設業者等による自主的な取組の促進
（２）工法や資機材等の開発普及の促進
５．安全及び健康に関する意識の啓発
（１）安全衛生教育の促進
（２）安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進

第３　総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

１．建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策
（１）社会保険等の加入の徹底
（２）建設キャリアアップシステムの活用推進
（３）「働き方改革」の推進
２．墜落・転落災害の防止対策の充実強化
（１）労働安全衛生法令の遵守徹底等
（２）墜落・転落災害防止対策の充実強化
３．健康確保対策の強化
（１）熱中症、騒音障害防止対策
（２）解体・改修工事における石綿ばく露防止対策等
（３）新興・再興感染症への対応
４．人材の多様化に対応した建設現場の安全確保、職場環境の改善
（１）女性の活躍促進
（２）増加する外国人労働者の労働災害への対応
（３）高年齢労働者の安全及び健康の確保
４．基本計画の推進体制
（１）関係者における連携、協力体制の強化
（２）調査・研究の充実
５．施策の推進状況の点検と計画の見直し

※下線：当初計画（平成２９年６月９日閣議決定）からの変更（追加事項）

建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会

国土交通省

設置趣旨

■「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」（平成28年法律第111号）に基づく基本計画に記載された施策※を検討するため設置。

※安全衛生経費が下請負人まで確実に支払われるような実効性のある施策



平成30年6月7日 第1回検討会

検討内容（主なもの）

○下請まで確実に支払われるような実効性のある施策
○安全衛生経費の範囲
○民間発注者等の理解を得るための方策　　等

構成員

（令和4年6月27日現在）　◎：座長

■学識経験者

大幢　勝利	独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所　研究推進・国際センター長
◎蟹澤　宏剛	芝浦工業大学建築学部建築学科　教授
城戸　尚治	城戸産業医事務所　代表

■関係団体

本山　謙治	建設業労働災害防止協会　技術管理部長
細谷　浩昭	建設労務安全研究会　理事長
田久　悟	全国建設労働組合総連合　労働対策部長
水野　龍平	日本建設産業職員労働組合協議会政策企画局
藤井　覚	（一社）日本建設業連合会安全委員会 安全対策部会専門委員
最川　隆由	（一社）全国建設業協会　労働問題専門委員会委員
山谷　朋彦	（一社）全国中小建設業協会　理事
鈴木　央	（一社）日本建設躯体工事業団体連合会　東京建設躯体工業協同組合　副理事長
関根　健太郎	（一社）日本建設躯体工事業団体連合会　東京建設躯体工業協同組合　常任理事
東尾　正	全国仮設安全事業協同組合　専務理事
小岸　昭義	（株）OGISHI　代表取締役

検討経緯

平成30年6月7日 第1回 検討会
・検討会の設置、検討にあたっての論点

平成30年8月27日　　第2回 検討会
・今後の検討の進め方（案）、実態把握調査計画（案）

平成31年1月31日　　第3回 検討会
・検討の進め方、実態把握調査計画（確定）、関係施策のレビュー

平成31年3月～令和元年5月　元請・下請向け実態把握調査

令和元年6月24日 第4回 検討会
・元請・下請向け実態調査結果（速報）、今後の進め方

令和元年10月7日　第5回 検討会
・発注者向け実態調査結果（速報）、個人向けアンケート結果（速報）、施策（案）

令和元年12月9日 第6回 検討会
・安全衛生経費の適切な支払いに向けて（提言）（案）について

令和4年6月27日 第7回 検討会
・安全衛生経費の適切な支払いに向けて（提言）　とりまとめ

【R4年度～】
提言で取りまとめられた安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策を推進

建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて（提言） 概要

国土交通省

＊「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」 とりまとめ（令和4年6月27日）

〈基本的な考え方〉

「人材」で成り立つ建設業において、建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事の大前提であり、最優先事項であるとの認識のもと、建設工事における安全衛生経費の適切な支払いのための施策の具体化や継続的な進化に取り組む。

①安全衛生経費の**「見える化」**

②安全衛生経費に関する**意識改革**

③安全衛生経費の適切な支払いに向けた**取組のフォローアップ・進化**

〈安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策〉

（1）「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費の内訳明示のための「標準見積書」の作成・普及

○元下間における安全衛生対策の認識のズレの解消や安全衛生意識の共有を図るため、**建設工事の工種毎に安全衛生対策項目の確認表を作成**し、その普及を図る

○下請企業が元請企業（直近上位の注文者）に対して提出する見積書について、従来の総額によるものではなく、その中に含まれる**安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」を作成**し、その普及を図る

⇩

WGを設置し、具体的に検討（令和4年～）

（2）安全衛生経費の重要性・必要性に関する戦略的広報

○適切な安全衛生経費の確保のための**リーフレットの充実**

○**インターネットやソーシャルメディア**での情報発信

○安全衛生経費の確保に関する**ポスターの作成・配布**

○全国安全週間などでの**集中的な広報**

○**発注者向けのリーフレット**の作成

○**一人親方向けのリーフレット**の作成

（3）施策を体系的に進めるための仕組み構築

○安全衛生経費の実態に関する**フォローアップ調査**

○**人材の育成**

○各主体がまとめた**ガイドブック、事例等をホームページで一元化**

○建設業法第19条の3の徹底

安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG

国土交通省

設置趣旨

「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」においてとりまとめられた、「建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて（提言）」を踏まえ、「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費の内訳明示のための「標準見積書」の作成・普及に関して検討するため設置。



令和4年11月11日 第1回WG

検討内容（主なもの）

○「安全衛生対策項目の確認表」
○安全衛生経費の内訳明示のための「標準見積書」
○安全衛生経費の重要性・必要性に関する戦略的広報　等

構成員

（令和6年3月14日現在）　◎：座長

■学識経験者

◎ 蟹澤　宏剛　　芝浦工業大学建築学部建築学科　教授

■関係団体

青木　富三雄	（一社）住宅生産団体連合会　環境・安全部長
池田　浩和	（一社）JBN・全国工務店協会　副会長
尾下　真規	（一社）日本建設業連合会 安全委員会　衛生対策部会長
田久　悟	全国建設労働組合総連合　労働対策部長
土屋　良直	建設業労働災害防止協会　上席調査役
東尾　正	全国仮設安全事業協同組合　専務理事
藤巻　雄一	（一社）全国建設業協会　労働問題専門委員会委員
細谷　浩昭	建設労務安全研究会　理事長
柳澤　庄一	（一社）建設産業専門団体連合会　専務理事・事務局長
山谷　朋彦	（一社）全国中小建設業協会　理事

検討経緯

令和4年11月11日　第1回 WG
・WGの設置、これまでの取組状況と今後の進め方、
確認表作成工種（案）と検討の進め方（案）、令和4年度のスケジュール

令和5年2月1日　第2回 WG
・確認表作成の検討体制（報告）、安全衛生対策項目の確認表（案）、
広報に関する事項

令和5年3月23日　第3回 WG
・安全衛生対策項目の確認表（案）、広報に関する事項

令和5年10月2日　第4回 WG
・安全衛生対策項目の確認表FU、
安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」検討の進め方

令和5年12月25日　第5回 WG
・安全衛生対策項目の確認表FU、
安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」（案）、
戦略的広報に関する事項

令和6年3月14日　第6回 WG
・安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」（案）、
今後の普及に向けた取組

安全衛生対策項目の確認表の作成・普及

国土交通省

○「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな型）」及び「説明書」を令和5年8月に公表し、建設業者団体に作成・活用を依頼。

・各専門工事業団体に対して、「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな型）」及び「説明書」並びに先行的に作成した工種※の確認表を参考に、工種ごとに「安全衛生対策項目の確認表」を検討、作成いただくよう依頼。

・すべての建設企業に対して、建設工事の現場において、「安全衛生対策項目の確認表」を活用することにより、元請負人と下請負人との間で安全衛生対策の分担を共有し、安全衛生経費の適切な支払いにつなげていただくよう依頼。

※ 専門工事業団体等の協力を得て、5工種（型枠、管、内装仕上、外部足場、住宅）の確認表を先行的に検討・作成。

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和５年８月９日
不動産・建設経済局建設市場整備課

建設工事における「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな形）」を作成しました

建設工事における「安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策」として、安全衛生対策の認識の齟齬の解消や、安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな形）」を作成しました。

建設工事における安全衛生経費については、労働災害防止対策を適切に実施する上で必要な経費であり、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われることが必要です。

このため、国土交通省では、「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」を開催し、令和４年６月に「建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて（提言）」が検討会で取りまとめられました。この提言では、安全衛生経費の「見える化」の必要性とともに、「安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策」として、元請負人と下請負人の間における安全衛生対策の認識の齟齬の解消や安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費の内訳明示のための「標準見積書」の作成・普及等の有効性が示されました。

この提言を踏まえて、国土交通省では、「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」を開催し、見積時に安全衛生対策項目の「対策の実施分担」及び「費用負担」を確認するための「安全衛生対策項目の確認表」の検討を進めてまいりました。

今般、工種ごとの確認表の作成・普及を促進するため、「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな形）（別添１）」及び「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな形）説明書（以下「説明書」という）（別添２）」を作成しました。

各専門工事業団体に対しては、「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな形）」及び「説明書」並びに先行的に作成した工種の確認表（別添３）を参考に、工種ごとに「安全衛生対策項目の確認表」を検討、作成いただくようお願いしているところです。

また、すべての建設企業に対しては、建設工事の現場において、「安全衛生対策項目の確認表」を活用することにより、元請負人と下請負人との間で安全衛生対策の分担を共有し、安全衛生経費の適切な支払いにつなげていただくようお願いしているところです。

○○工事における安全衛生対策項目の確認表【参考ひな型】

整理区分	対策項目	対策の実施分担		見積書で費用計上する者（費用負担）	
		注文者	下請	注文者	下請
安全衛生管理体制	工事現場管理				
	リスクアセスメントの実施及びその結果に基づくリスク低減措置の実施				
労働者の危険又は健康障害を防止するための措置	固定式足場の組立と解体				
	固定式足場以外の作業床の組立と解体				
	作業構台・吊り構台の組立と解体				
	昇降設備の設置と撤去				
	土留め支保工の組立と解体				
	保護具の着用				
	墜落等による危険の防止				
	手摺、幅木等				
	開口部養生				
	落下防護ネット・小幅ネット				
	ロープ高所作業における危険の防止				
	飛来崩壊災害による危険の防止				
	揚重用吊具				
	警報設備				
	避難用設備				
	火災防止				
	危険物の対処（立入禁止措置）				
機械並有害物	調査の実施（埋設物調査・試掘等）				
	安全点検の実施				
	機械等の危険防止				
	監視連絡等に要する対策				
	倉庫、材料保管等				

整理区分	対策項目	対策の実施分担		見積書で費用計上する者（費用負担）	
		注文者	下請	注文者	下請
健康の保持増進のための措置・快適な職場環境の形成のための措置	作業環境の測定				
	測定機器の用意				
	測定環境の設定				
	作業環境の構築				
	換気設備				
	空調設備、空気清浄設備				
	照明器具				
	電気設備				
	給排水設備				
	休憩室、仮眠設備				
	職場生活支援施設（トイレ、洗面所等）				
	熱中症対策				
	応急処置・緊急時対応				
	その他の疾病・衛生対策				
その他	安全意識、注意喚起				
	交通規制に要する対策				
	公衆災害に要する対策（仮囲い等）				
追加項目（当該工事で確認が必要な項目）		注文者	下請	注文者	下請

安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及

国土交通省

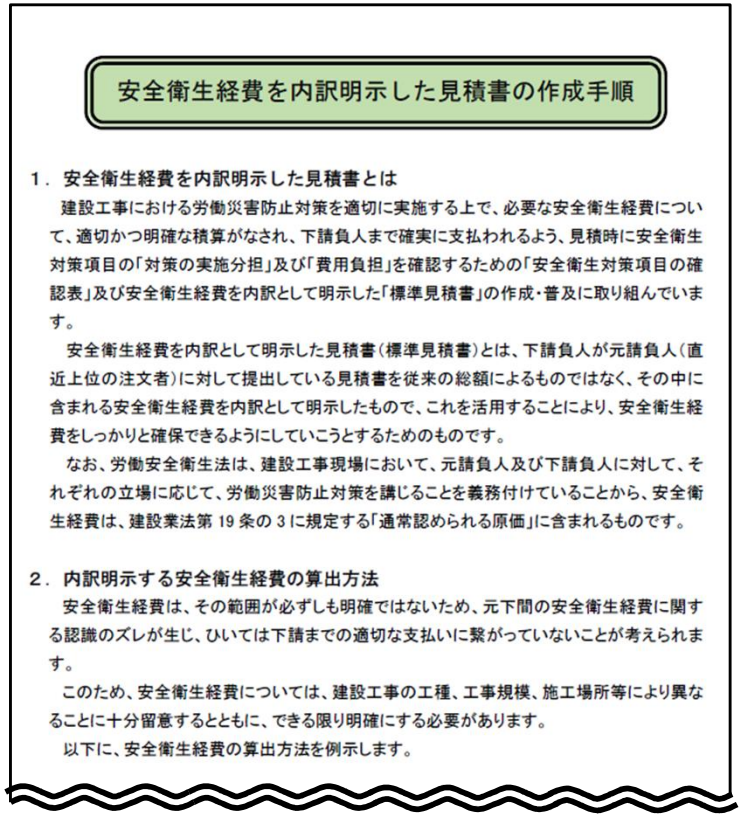
○「安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順」を令和6年3月に作成し、建設業者団体に作成・活用を依頼。

・各専門工事業団体に対して、「安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順」及び先行的に作成した工種※の標準見積書を参考に、安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」を検討、作成いただくよう依頼。

・すべての建設企業に対して、「安全衛生対策項目の確認表」及び「標準見積書」を活用し、建設工事の現場において、下請企業が元請企業（直近上位の注文者）に対して提出する見積書について、安全衛生経費を見積書に内訳明示することにより、安全衛生経費の適切な支払いにつなげていただくよう依頼。

※ 専門工事業団体等の協力を得て、2工種（型枠、左官）の標準見積書を先行的に検討・作成。

【国土交通省において作成した作成手順】



安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順

1．安全衛生経費を内訳明示した見積書とは

建設工事における労働災害防止対策を適切に実施する上で、必要な安全衛生経費について、適切かつ明確な積算がなされ、下請負人まで確実に支払われるよう、見積時に安全衛生対策項目の「対策の実施分担」及び「費用負担」を確認するための「安全衛生対策項目の確認表」及び安全衛生経費を内訳として明示した「標準見積書」の作成・普及に取り組んでいます。

安全衛生経費を内訳として明示した見積書（標準見積書）とは、下請負人が元請負人（直近上位の注文者）に対して提出している見積書を従来の総額によるものではなく、その中に含まれる安全衛生経費を内訳として明示したもので、これを活用することにより、安全衛生経費をしっかりと確保できるようにしていこうとするためのものです。

なお、労働安全衛生法は、建設工事現場において、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて、労働災害防止対策を講じることを義務付けていることから、安全衛生経費は、建設業法第 19 条の 3 に規定する「通常認められる原価」に含まれるものです。

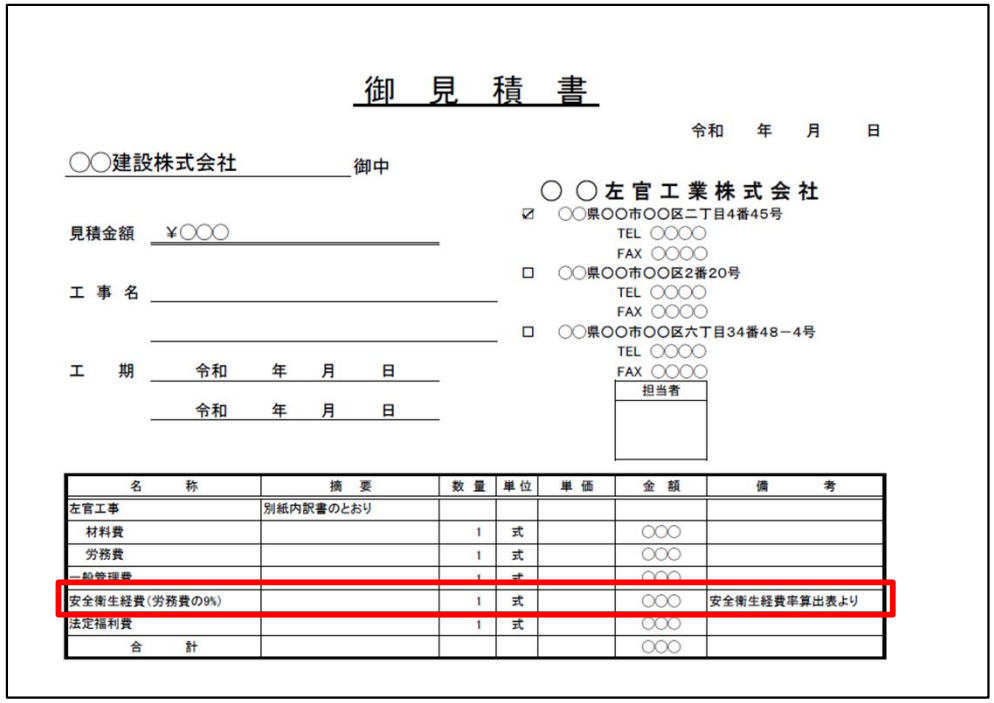
2．内訳明示する安全衛生経費の算出方法

安全衛生経費は、その範囲が必ずしも明確ではないため、元下間の安全衛生経費に関する認識のズレが生じ、ひいては下請までの適切な支払いに繋がっていないことが考えられます。

このため、安全衛生経費については、建設工事の工種、工事規模、施工場所等により異なることに十分留意するとともに、できる限り明確にする必要があります。

以下に、安全衛生経費の算出方法を例示します。

【先行的に作成した工種の標準見積書（案）「左官工事」（令和6年3月時点）】



御　見　積　書

令和　　年　　月　　日

○○建設株式会社　御中

○　○左官工業株式会社
☑ ○○県○○市○○区二丁目4番45号
TEL ○○○○
FAX ○○○○
□ ○○県○○市○○区2番20号
TEL ○○○○
FAX ○○○○
□ ○○県○○市○○区六丁目34番48－4号
TEL ○○○○
FAX ○○○○

見積金額　¥○○○

工事名

工期　令和　年　月　日
令和　年　月　日

担当者

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
左官工事	別紙内訳書のとおり					
材料費		1	式		○○○	
労務費		1	式		○○○	
一般管理費		1	式		○○○	
安全衛生経費（労務費の9%）		1	式		○○○	安全衛生経費率算出表より
法定福利費		1	式		○○○	
合計					○○○	

国土交通省において作成した作成手順では、安全衛生経費の内訳として以下の算出方法を例示

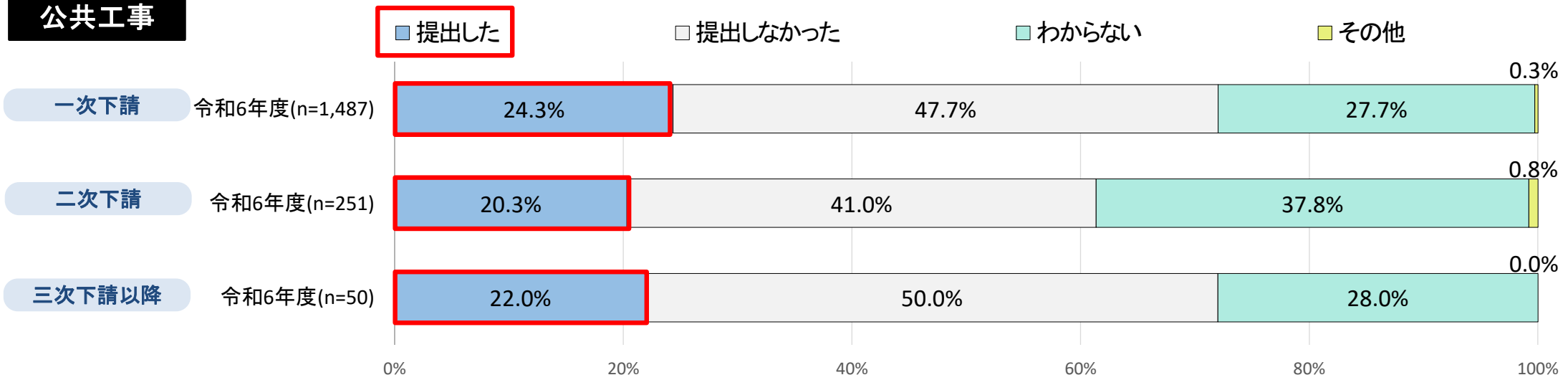
①個別工事現場（作業場）における安全衛生経費
②個別工事現場（作業場）における建設技能者に係る安全衛生経費
③店社で支出する安全衛生経費

下請企業における安全衛生経費を内訳明示した見積書の提出状況

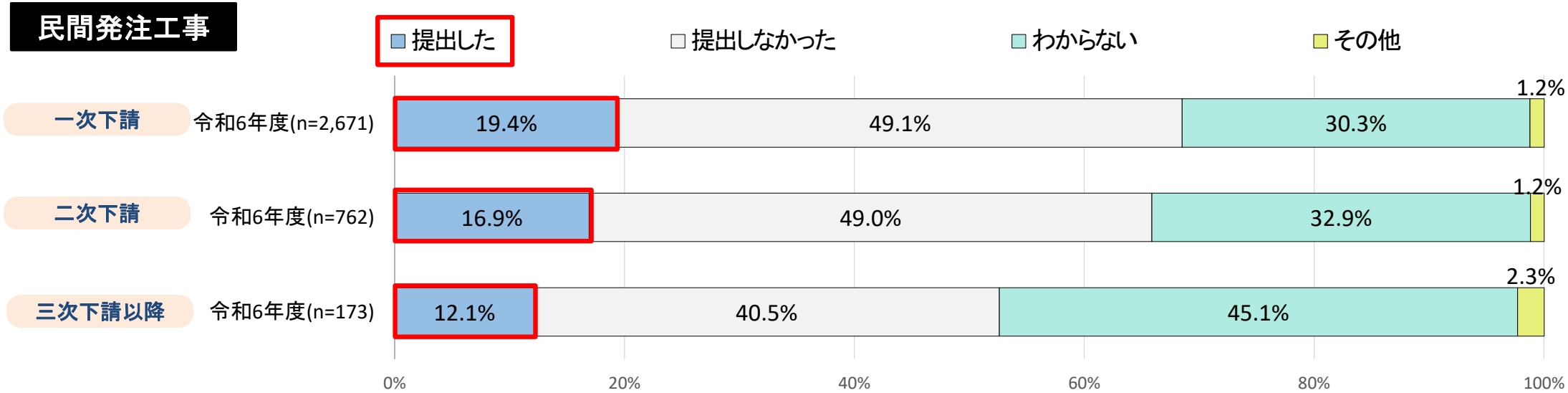
国土交通省

○ 直近の一現場（公共・民間）において、**安全衛生経費を内訳明示した見積書の提出状況**を調査
○ 公共工事においては、どの下請次数においても**約2割の事業者が「提出した」と回答**
○ 民間工事においては、**下請次数が大きいほど提出した割合が減少する傾向**

公共工事



民間発注工事

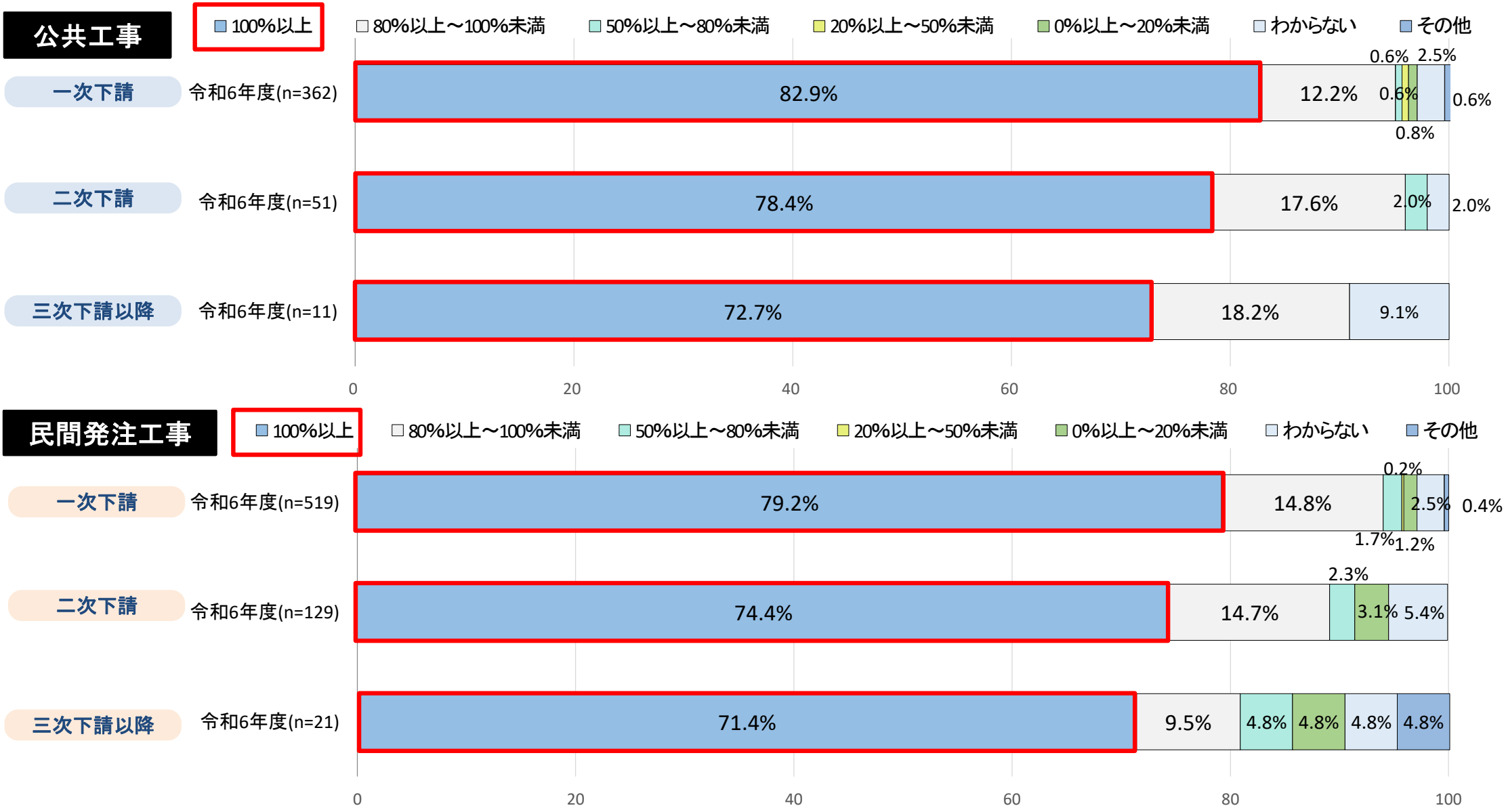


出典：令和6年度社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査

下請企業における安全衛生経費の受取状況

国土交通省

○ 直近の一現場（公共・民間）において、見積書に内訳明示した**安全衛生経費の受取状況を調査**
○ 公共工事・民間工事ともに、**下請次数が大きくなるほど、安全衛生経費を100%受け取れた事業者は減少する傾向**



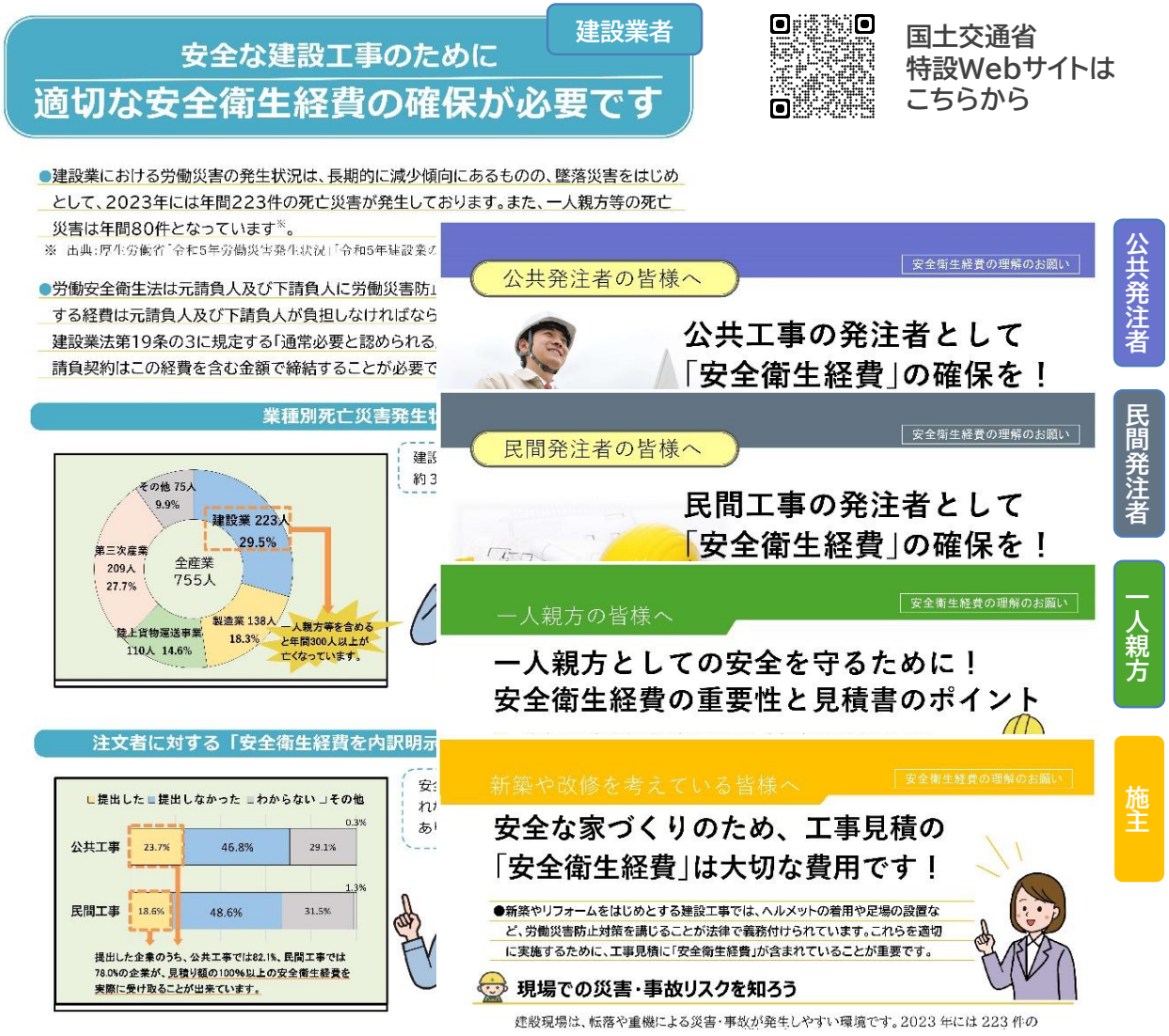
出典：令和6年度社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査

建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けた取組

国土交通省

- 安全衛生経費は、労働安全衛生法に基づく**労働災害防止対策等を実施するための必要経費として確保する必要**。
- リーフレットや国土交通省特設Webサイト、公共工事の発注者（都道府県）・建設業者向け説明会等を通じて、**「安全衛生対策項目の確認表」や「標準見積書」の活用**などによる、適切な安全衛生経費の確保を求めている。

対象別のリーフレットの作成



確認表・標準見積書の作成



発注者・建設業者向け説明会の開催



令和6年度
説明会参加実績

都道府県：184名
建設業者：2,189名

※令和7年度も開催予定

下請契約における必要経費を盛り込んだ見積り促進に向けて

国土交通省

✓技能労働者の処遇改善のため、注文者から技能者を雇う下請業者に対し、賃金原資である労務費に加え、法定福利費、安全衛生経費等の必要経費が適正に支払われる必要。

✓第三次・担い手三法の改正による、技能者の処遇改善のための新たなルール導入も踏まえ、契約当事者間において適正な見積りを取り交わす契約慣行を広く定着させるため、官民一体となった取組加速化が必要。

技能者の処遇改善に必要な下請代金の確保

○ 建設業法における「通常必要と認められる原価」として、労務費・材料費等に加え、法定福利費、安全衛生経費、建退共掛金その他の労働者の雇用に伴う必要経費等が想定。

※イメージ図



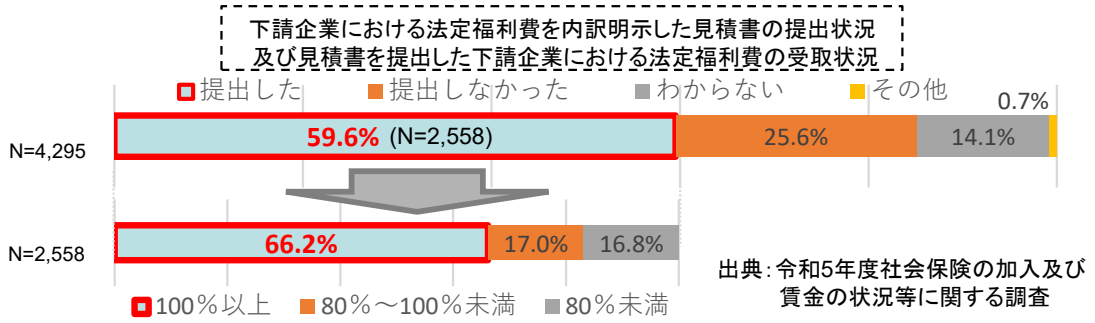
○ **今後、適正施工に必要な労務費・必要経費の内訳等を記載した見積書の作成が努力義務化**

○ **併せて、著しく低い労務費や必要経費による見積り・見積り変更依頼を禁止**

適正な見積書を取り交わす契約慣行の必要性

○これまで、労務費及び法定福利費、安全衛生経費を含む適正な見積りについて、元請・下請・民間発注者に対して取組を要請。

○現在、法定福利費を内訳明示した見積書を提出している下請業者は59.6%。そのうち66.2%は内訳明示した額を受け取り。



出典：令和5年度社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査

○ **労務費・必要経費の行き渡りには適切な見積りが不可欠だが、まだ不十分。**

○ **１２月の改正建設業法の施行を控え、適切な見積書を取り交わす契約慣行の定着に向けた官民一体の取組を加速化させる必要。**

建設業法・施行規則での法定福利費・安全衛生経費・建退共掛金の位置づけ

国土交通省

建設業法（昭和二十四年法律第百号）令和7年12月12日 施行

第三章　建設工事の請負契約
　第一節　通則
　（建設工事の見積り等）
　　第二十条
　　建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際しては、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費及び当該**建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるもの**（以下この条において「材料費等」という。）その他当該建設工事の施工のために必要な経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を記載した建設工事の見積書（以下この条において「材料費等記載見積書」という。）を作成するよう努めなければならない。

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）

（適正な施工を確保するために不可欠な経費）
　第十三条の十二　法第二十条第一項の国土交通省令で定める経費は次のとおりとする。
　　一　**法定福利費**（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）
　　二　**安全衛生経費**（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に案する法律（平成二十八年法律第百十一号）第十条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）
　　三　**建設業退職金共済契約**（中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）**に係る掛金**

契約段階における適正な労務費等の確保を図るための実効性確保策

10月27日
中央建設業審議会労務費の基準に関するWG資料より

中長期的に目指すべき将来像

契約段階（入口）において適正な労務費を確保

○受注者が、個別契約に即し、自社の歩掛を基に算出した労務費や必要経費を明示した見積りを作成。注文者は、当該見積りを尊重。

○両当事者が対等な立場における合意に基づいて公正な契約を書面で締結。信義に従って誠実にこれを履行。

○適正に労務費・賃金を支払う優良事業者が市場で選択される環境を整備。

○建設Gメンの調査を踏まえ、ダンピングによる価格低下と生産性向上による価格低下を見分けた上で、許可行政庁が指導・監督等。

実効性確保策

労務費に関する基準を活用した見積・契約をガイドする「運用方針」を提示

必要経費の取扱い明確化
・労務費の確保にあたり、労働者の処遇に必要な他の経費へのしわ寄せを防ぐことが必要。
→これまでも、通常必要と認められる原価として適正な確保を求めてきた経費（法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建退共掛金）を、見積書における内訳明示の対象として位置づけ、著しく低い額での見積り等を禁止。
→基準値の公表時「雇用に伴う必要経費」を含んだ額を参考値として公表

労務費等を内訳明示した見積書の作成・普及に向けた取組
・中小事業者や一人親方など、従前見積書提出慣行がない者も含め、労務費等を内訳明示した見積書（材料費等記載見積書）の作成による適正労務費の確保が必要。
→国土交通省において、専門工事業者向けに労務費等を内訳明示した見積書の様式例及びその記載要領（「書き方ガイド」）を提示。
→各業種別の専門工事業団体において、労務費等の内訳明示に対応した標準見積書の作成・利用を促進。

自主宣言制度の導入
・適正な労務費を確保し、適正な賃金等を支払う優良事業者が競争上評価され、不利にならないような仕組みの構築が必要。
→改正建設業法の処遇改善に係る努力義務の実践、建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用、取引時における宣言企業の優先選定を行う事業者向けに「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」を創設し、HP掲載・経審加点等のインセンティブを付与。

建設Gメンによる調査等の実施
・著しく低い労務費等による見積りを行う事業者に対し、許可行政庁が適切にペナルティを課すことが必要。
→材料費等記載見積書について一定期間の保存を義務付け。「駆け込みホットライン」等により広く端緒情報を収集し、ダンピングの疑いある契約を効果的に抽出。
→材料費等記載見積書について、受注者が提出した当初版と最終版の差額等を比較し、ダンピングが起きていないか、その原因者や要因、違法性の疑いを確認。

資料３－２

国不専建第２４号
令和５年８月９日

建設業者団体の長

国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課長
（　公　印　省　略　）

安全衛生対策項目の確認表の作成について

建設工事における安全衛生経費については、労働災害防止対策を適切に実施する上で必要な経費であり、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われることが必要です。

このため、国土交通省では、「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会（以下「検討会」という。）」を開催し、令和４年６月に「建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて（提言）」が検討会で取りまとめられました。この提言では、安全衛生経費の「見える化」の必要性とともに、「安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策」として、元請負人と下請負人の間における安全衛生対策の認識の齟齬の解消や安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費の内訳明示のための「標準見積書」の作成・普及等の有効性が示されました。

この提言を踏まえて、国土交通省では、「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するＷＧ（以下「ＷＧ」という。）」を開催し、見積時に安全衛生対策項目の「対策の実施分担」及び「費用負担」を確認するための「安全衛生対策項目の確認表」の検討を進めてまいりました。

今般、工種ごとの確認表の作成・普及を促進するため、「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな型）（別添１）」及び「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな型）説明書（以下「説明書」という。）（別添２）」を作成しました。

各専門工事業団体におかれましては、「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな型）」及び「説明書」並びに先行的に作成した工種の確認表※（別添３）を参考に、工種ごとに「安全衛生対策項目の確認表」を検討、作成いただくようお願いいたします。

また、すべての建設企業におかれましては、建設工事の現場において、「安全衛生対策項目の確認表」を活用することにより、元請負人と下請負人との間で安全衛生対策の分担を共有し、安全衛生経費の適切な支払いにつなげていただくようお願いいたします。

なお、安全衛生経費の内訳明示のための「標準見積書」に関しては、今年度にＷＧを開催し、検討を進めることとしております。

※ 専門工事業団体等の協力を得て、５工種（型枠、管、内装仕上、外部足場、住宅）の確認表を先行的に検討・作成。（外部足場は検討中）

【問い合わせ先】

国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課

専門工事業・建設関連業振興室　沖川、木下

Ｔｅｌ　：03-5253-8111　（内線　24861、24813）

03-5253-8282　（直通）

Ｆａｘ　：03-5253-1555

別添1

○○工事における安全衛生対策項目の確認表【参考ひな型】

整理区分	対策項目	対策の実施分担		費用負担	
		注文者	下請	注文者	下請
安全衛生管理体制	工事現場管理				
	リスクアセスメントの実施及びその結果に基づくリスク低減措置の実施				
労働者の危険又は健康障害を防止するための措置	固定式足場の組立と解体				
	固定式足場以外の作業床の組立と解体				
	作業構台・吊り構台の組立と解体				
	昇降設備の設置と撤去				
	土留め支保工の組立と解体				
	保護具の着用				
	墜落等による危険の防止				
	手摺、幅木等				
	開口部養生				
	落下防護ネット・小幅ネット				
	ロープ高所作業における危険の防止				
	飛来崩壊災害による危険の防止				
	揚重用吊具				
	警報設備				
	避難用設備				
	火災防止				
	危険物の対処（立入禁止措置）				
機械並びに危険物及び有害物に関する規制	調査の実施（埋設物調査・試掘等）				
	安全点検の実施				
	機械等の危険防止				
	監視連絡等に要する対策				
	倉庫、材料保管等				
	粉じん障害防止				
	石綿障害予防				
	電離放射線障害防止				
	特定化学物質障害予防				
	鉛中毒予防				
	有機溶剤中毒予防				
	酸素欠乏症等防止				
労働者の就業に当たっての措置	安全衛生教育				
	作業内容変更時の教育				
	新規入場者教育				
	送り出し教育				

整理区分	対策項目	対策の実施分担		費用負担	
		注文者	下請	注文者	下請
健康の保持増進のための措置・快適な職場環境の形成のための措置	作業環境の測定				
	測定機器の用意				
	測定環境の設定				
	作業環境の構築				
	換気設備				
	空調設備、空気清浄設備				
	照明器具				
	電気設備				
	給排水設備				
	休憩室、仮眠設備				
	職場生活支援施設（トイレ、洗面所等）				
	熱中症対策				
	応急処置・緊急時対応				
	その他の疾病・衛生対策				
その他	安全意識、注意喚起				
	交通規制に要する対策				
	公衆災害に要する対策（仮囲い等）				
追加項目（当該工事で確認が必要な項目）		注文者	下請	注文者	下請

法令等により実施者が明らかな主な安全衛生対策項目（必要に応じて追記）

【下請が実施する対策項目】

安全衛生管理体制

- ○安全衛生に向けた人員配置
- ○委員会の設置
- ○安全衛生管理体制
- ○労働安全衛生マネジメントシステム(OHSMS)

労働者の就業に当たっての措置

- ○安全衛生教育
  - ・雇入れ時教育
  - ・職長・安全衛生責任者教育
  - ・安全管理者､衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等の能力向上教育
  - ・健康教育等
  - ・メンタルヘルスケアを推進するための教育研修
- ○作業従事者への技能講習、特別教育
- ○作業主任者への技能講習
- ○リスクアセスメント（作業手順書等）
- ○危険有害業務従事者への教育
- ○作業従事者、作業主任者が必要な免許

【下請が実施する対策項目】

健康診断

- ○健康診断
  - ・一般定期健康診断
  - ・特定業務健康診断
  - ・メンタルヘルス対策

追加項目

- ○
- ○
- ○
- ○
- ○
- ○

【注文者が実施する対策項目】

安全衛生管理体制

- ○安全一般に関する事項

追加項目

- ○
- ○

「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな型）」説明書

「安全衛生対策項目の確認表」とは

建設工事における安全衛生経費については、労働災害防止対策を適切に実施する上で必要な経費であり、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われることが重要です。

このため、国土交通省では、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われるための実効性ある施策を検討するため、実務者検討会(※1)を開催し、令和4年6月に「建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて（提言）」が取りまとめられました。この提言では、安全衛生経費の「見える化」の必要性とともに、「安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策」として、元下間(※2)における安全衛生対策の認識のズレの解消や安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費の内訳明示のための「標準見積書」の作成・普及等が示されました。

「安全衛生対策項目の確認表」については、建設工事の現場において、元下間、下下間(※3)で安全衛生対策の内容を確認し、その分担（対策の実施、費用負担）を共有することにより、安全衛生経費の適切な支払いにつなげることを目的として活用の促進が必要です。

国土交通省では、先の提言を踏まえて、学識経験者や業界団体等からなるWG(※4)において「安全衛生対策項目の確認表」の検討を進めてきました。本説明書は今後工種ごとの確認表の作成・普及を更に促進するため、「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな型）」の考え方などを示すものです。

※1：建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会
※2：元請負人（下請契約における注文者）と下請負人
※3：下請け工事として受注し、その工事の一部を他の建設業者に下請負する注文者と下請負人
※4：安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG

「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな型）」の構成

安全衛生対策項目の確認表（参考ひな型）は、基本的に元下間、下下間の請負契約で行う建設工事において必要となる安全衛生対策項目を、労働安全衛生法（安衛法）や労働安全衛生規則等をベースに抽出し、安衛法の章立てに基づき整理して、主要な項目としてまとめたものです。安全衛生対策項目のうち、特に元下間、下下間で「対策の実施分担」・「費用負担」を確認する必要性が高い項目については、チェック欄を活用して明確にすることとしています。

しかしながら、安全衛生対策については、工種や工事の施工場所や施工時期等により、必要となる対策が異なり、状況にあわせて対策を講じる必要があります。本確認表は、現場での使いやすさを重視し、掲載する対策項目を絞っていますが、各対策項目の詳細については、後述の「対策項目の解説」に具体例を明記するとともに、チェック欄を設ける対策項目についても、個々の現場の状況に応じて柔軟に追加できるよう、追加項目欄を設けています。

また、法令等により安全衛生対策の実施者が明らかな項目については、本確認表においてチェック欄の対象項目と整理していませんが、元下間、下下間で安全衛生意識の共有を図ることは重要であることから、法令等により安全衛生対策の実施者が明らかな主な項目については、本確認表の下段に明記することとしています。次ページにおいて、本確認表の全体を示します。

工事名を記載
→「当該工事」における対策であることを明確化

○○工事における安全衛生対策項目の確認表【参考ひな型】

整理区分	対策項目	対策の実施分担 注文者	対策の実施分担 下請	費用負担 注文者	費用負担 下請
安全衛生管理体制	工事現場管理				
	リスクアセスメントの実施及びその結果に基づくリスク低減措置の実施				
労働者の危険又は健康障害を防止するための措置	固定式足場の組立と解体				
	固定式足場以外の作業床の組立と解体				
	作業構台・吊り構台の組立と解体				
	昇降設備の設置と撤去				
	土留め支保工の組立と解体				
	保護具の着用				
	墜落等による危険の防止				
	手摺、幅木等				
	開口部養生				
	落下防護ネット・小幅ネット				
	ロープ高所作業における危険の防止				
	飛来崩壊災害による危険の防止				
	揚重用吊具				
	警報設備				
	避難用設備				
	火災防止				
	危険物の対処（立入禁止措置）				
機械並びに危険物及び有害物に関する規制	調査の実施（埋設物調査・試掘等）				
	安全点検の実施				
	機械等の危険防止				
	監視連絡等に要する対策				
	倉庫、材料保管等				
	粉じん障害防止				
	石綿障害予防				
	電離放射線障害防止				
	特定化学物質障害予防				
	鉛中毒予防				
	有機溶剤中毒予防				
	酸素欠乏症等防止				
労働者の就業に当たっての措置	安全衛生教育				
	作業内容変更時の教育				
	新規入場者教育				
	送り出し教育				

整理区分	対策項目	対策の実施分担 注文者	対策の実施分担 下請	費用負担 注文者	費用負担 下請
健康の保持増進のための措置・快適な職場環境の形成のための措置	作業環境の測定				
	測定機器の用意				
	測定環境の設定				
	作業環境の構築				
	換気設備				
	空調設備、空気清浄設備				
	照明器具				
	電気設備				
	職場				
	熱中症対策				
	応急処置・緊急時対応				
	その他の疾病・衛生対策				
その他	安全意識、注意喚起				
	交通規制に要する対策				
	公衆災害に要する対策（仮囲い等）				
追加項目（当該工事で確認が必要な項目）		注文者	下請	注文者	下請

対策事例は詳細列挙ではなく、分かりやすさを重視

工事の特性に応じて追加項目欄に記載

注文者と下請業者間で実施分担等を確認する必要性の高い項目として、整理

法令等により実施者が明らかな主な安全衛生対策項目（必要に応じて追記）

【下請が実施する対策項目】

安全衛生管理体制
- ○安全衛生に向けた人員配置
- ○委員会の設置
- ○安全衛生管理体制
- ○労働安全衛生マネジメントシステム(OHSMS)

労働者の就業に当たっての措置
- ○安全衛生教育
  - ・雇入れ時教育
  - ・職長・安全衛生責任者教育
  - ・安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等の能力向上教育
  - ・健康教育等
  - ・メンタルヘルスケアを推進するための教育研修
- ○作業従事者への技能講習、特別教育
- ○作業主任者への技能講習
- ○リスクアセスメント（作業手順書等）
- ○危険有害業務従事者への教育
- ○作業従事者、作業主任者が必要な免許

【下請が実施する対策項目】

健康診断
- ○健康診断
  - ・一般定期健康診断
  - ・特定業務健康診断
  - ・メンタルヘルス対策

追加項目
- ○
- ○
- ○
- ○
- ○
- ○

工事の特性に応じて追加項目欄に記載

【注文者が実施する対策項目】

安全衛生管理体制
- ○安全一般に関する事項

追加項目
- ○
- ○

法令等により安全衛生対策の実施者が明らかな主な項目
→注文者と下請負人間で安全衛生意識の共有

「確認表」の使用場面と記入方法について

確認表については、以下の場面での使用を想定しています。

・注文者から下請負人へ見積条件を提示する際に使用する。

（一次下請から二次下請企業へ発注する場合は、一次下請が注文者となり、

二次下請から三次下請へ発注する場合は、二次下請が注文者となります。）

・民間発注者（個人含む）へ重要事項説明時に用いる。

確認表の記入方法は、4 パターンがある。

	対策項目	対策の実施分担		費用負担	
		注文者	下請	注文者	下請
パターン 1		○		○	
パターン 2		○			○
パターン 3			○	○	
パターン 4			○		○
パターン5		―	―	―	―

パターン 1： 注文者が対策を実施し、費用についても負担する。

パターン 2： 注文者が対策を実施し、費用は下請負人が負担する。

パターン 3： 下請負人が対策を実施し、費用は注文者が負担する。

パターン4： 下請負人が対策を実施し、費用についても負担する。

パターン5： 工事によって対策項目を実施しない場合は「－」とする。

上記のパターンに区分できない対策項目については、対策項目を細分化するなどして、その分担を明確にすることが望ましい。

対策項目の解説

対策項目に関連する主な根拠法令等及び対策項目に含まれる主な具体例を下記に示します。

法令等略語

・法：労働安全衛生法

・令：労働安全衛生法施行令

・則：労働安全衛生規則

対策項目	対策項目に含まれる主な具体例	主な根拠法令等
工事現場管理	作業主任者の氏名等の周知、協議組織の設置及び運営、作業間の連絡及び調整、作業場所の巡視、警報の統一等	法第 14 条、第 30 条 則第 18 条、第 635 条～637 条、第 642 条の 3
リスクアセスメントの実施及びその結果に基づくリスク低減措置の実施	建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等の調査及び SDS 等の入手、対象化学物質に係るリスクアセスメントの実施及びその結果に基づく措置等、記録の保存	法第 28 条の 2、第 57 条の3 則第 24 条の11、12、第 34 条の2の8、第 577 条の2
固定式足場の組立と解体	型枠足場、単管足場、吊り足場、張り出し足場、ブラケット足場、抱き足場、くさび緊結式足場、屋根工事用足場、架設通路	法第 20 条 1 号、第 21 条 2 項、第 23 条 則第 27 条～29 条、第 2 編第 10 章第 2 節
固定式足場以外の作業床の組立と解体	移動式足場、移動昇降式足場、可搬式式作業台、高所作業車、工事用ゴンドラ、脚立・立馬・作業台・はしご、足場板・結束バンド、番線、バインド線、針金	法第 20 条 1・3 号、第 21 条 2 項、第 28 条 1 項 則第 27 条～29 条、第 2 編第 10 章第 2 節
作業構台・吊り構台の組立と解体	荷受構台、乗入構台、作業構台、揚重設備	法第 20 条 1 号 則第 2 編第 11 章
昇降設備の設置と撤去	坑内に設けた通路等、登り桟橋、階段、仮設階段、はしご道	法第 20 条 1 号、法 21 条 2 項、第 23 条 則第 556 条、第 557 条
土留め支保工の組立と解体	掘削・構造・組立、型枠支保工、橋梁架設等支保工、切梁等	法第 14 条、第 20 条 1 号、第 21 条 1・2 項、第 23 条 則第 2 編第 3 章
保護具の着用	保護帽、保護めがね、防じんマスク、耳栓、墜落制止用器具、防振手袋、保護手袋、安全靴、防護服、救命胴衣、溶接用保護面	法第 20 条、第 21 条 1 項、第 22 条 1・2・4 項 則第 3 編第 2 章
手摺、幅木 等	単管パイプ、クランプ、クランプ防護カバー、端末危険部位防護カバー、スタンション、幅木	法第 21 条 2 項 則第 519 条、552 条
開口部養生	作業床の設置等	法第 21 条 2 項 則第 519 条

落下防護ネット・小幅ネット	物体の落下による危険の防止 ※墜落による危険を防止するためのネットの構造等の安全基準に関する技術上の指針	法第 21 条 2 項
ロープ高所作業における危険の防止	リトラクタ式墜落阻止器具、親綱・親綱支柱	法第 20 条 1 号、第 21 条 2 項 則第 539 条の 2～第 539 条の 9
飛来崩壊災害による危険の防止	各所点検通路（支保工上他）、安全通路、落石防護ネット、防護網、防護柵	法第 20 条 1 号、第 21 条 2 項、第 23 条 則第 2 編第 9 章第 2 節
揚重用吊具 等	ゴンドラ、ワイヤ、クランプ、チェーン、ロープ、ボックス、布袋 ※ゴンドラ安全規則	法第 20 条 1 号、第 21 条 1 項
警報設備 等	警報・危険検出システム、ベル、サイレン警報装置、風力計、雨量計、放送設備、メガホン・マイク	法第 20 条 1 号、第 21 条、第 23 条 則第 382 条の 3、第 575 条の 14
避難用設備 等	避難誘導灯、避難所、避難用器具（空気呼吸器、携帯用照明、避難はしご、ロープ）	法第 20 条 2 号、第 21 条 1 号、第 23 条 則第 321 条、第 389 条の 2、第 549 条、
火災防止	消化器、防炎シート、消火バケツ、スパッタシート、火災報知器、有機溶剤保管設備	法第 20 条、第 23 条、第 30 条第 1 項 6 号、第 32 条第 1 項 則第 2 編第 4 章
危険物の対処（立入禁止措置）	立入禁止措置、危険物保安監督者	法第 20 条、第 22 条 則第 257 条、第 585 条
調査の実施（埋設物調査・試掘等）	地下埋設物、架空線等上空施設一般	法第 20 条、第 21 条
安全点検の実施	仮設物安全点検の実施	法第 22 条第 2 項、第 31 条 則第 567 条、第 568 条、第 655 条
機械等の危険防止	重機移動用敷き鉄板、リンクプレート、リン木（台木、枕木）、車止め（車輪止め）	法第 20 条 則第 157 条、第 160 条
監視連絡等に要する対策	各種注意看板標識（立入禁止看板、トラロープ、音声案内装置等）、誘導員、監視人、作業指揮者、構内電話	法第 20 条、第 21 条 則第 128 条、第 151 条の 6、第 157 条
倉庫、材料保管等	火薬庫、ガスボンベ置場、玉掛ワイヤ置場、仮設資材倉庫	法第 31 条
粉じん障害防止	発生源に係る措置、換気の実施等 ※粉じん障害防止規則	法第 22 条

石綿障害予防	事前調査及び分析調査、作業計画、事前調査の結果等の報告、作業の届出、除去等に係る措置等 ※石綿障害予防規則	法第 22 条、第 100 条
電離放射線障害防止	管理区域の明示等、線量の測定、線量の測定結果の確認、記録等、健康診断等 ※電離放射線障害防止規則	法第 22 条
特定化学物質障害予防	製造等に係る措置、用後処理、漏えいの防止、管理、特殊な作業等の管理、健康診断、保護具、製造許可等、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習、報告 ※特定化学物質障害予防規則	法第 22 条
鉛中毒予防	設備、換気装置の構造性能等、管理、鉛作業主任者等、業務の管理、貯蔵等、清潔の保持等、測定、健康管理、保護具等、鉛作業主任者技能講習 ※鉛中毒予防規則	法第 22 条
有機溶剤中毒予防	設備、換気装置の性能等、管理、測定、健康診断、保護具、有機溶剤の貯蔵及び空容器の処理、有機溶剤作業主任者技能講習 ※有機溶剤中毒予防規則	法第 22 条
酸素欠乏症等防止	一般的防止措置、特殊な作業における防止措置、酸素欠乏危険作業主任者技能講習及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習 ※酸素欠乏症等防止規則	法第 22 条
作業内容変更時の教育	機械等・原材料等の危険性又は有害性及び取り扱い方法、安全装置・有害物抑制装置又は保護具の性能及び取り扱い方法、作業手順、作業開始時の点検　等	法第 59 条 則第 35 条
新規入場者教育		法第 59 条 則第 35 条
送り出し教育		法第 59 条 則第 35 条
測定機器の用意	酸素濃度計、騒音計、温・湿度計、圧力計、	法第 65 条
測定環境の設定	騒音の測定、可燃性ガスの濃度の測定等、坑内の炭酸ガス濃度の測定等、坑内の通気量の測定、坑内の気温測定等 ※作業環境測定基準	法第 65 条 令 21 条 則第 382 条の 2、第 590 条～592 条、第 603 条、第 612 条

換気設備	送風機、排気ダクト、排気管	法第 22 条 則第 577 条、第 579 条、第 602 条
空調設備、空気清浄設備		法第 23 条
照明器具	投光器、バルーン照明、スズラン灯、埋込照明、敷地内外灯	法第 21 条 則第 367 条、第 406 条、第 434 条
電気設備	分電盤、キュービクル、電柱、発電機、電工ドラム	法第 21 条 則第 367 条、第 406 条、第 434 条
給排水設備	高圧洗浄機、水道管、下水管	法第 23 条 則第 627 条
休憩室、仮眠設備		法第 71 条の 2 則第 3 編第 6 章
職場生活支援施設（トイレ、洗面所等）	トイレ、洗面所、更衣室、ロッカールーム	法第 71 条の 2
熱中症対策	冷水機、製氷機、エアコン、扇風機、WBGT 測定器、熱中症飴 ※職場における熱中症予防対策マニュアル	法第 23 条
応急処置・緊急時対応	救急用具及び材料	法第 23 条 則第 3 編第 9 章
その他の疾病・衛生対策	分煙対策、受動喫煙防止対策	法第 22 条、第 68 条の 2、第 69 条
安全意識、注意喚起	安全掲示板、安全旗・衛生旗、安全衛生ワッペン・腕章、安全標語・ポスター、のぼり・垂れ幕、職長会の実施	法第 101 条 則第 18 条、第 98 条の 2
交通規制に要する対策	ガードマン（保安員・交通整理員）、規制車、クッションドラム、カラーコーン・コーンバー、バリケード（A型、B型、単管、形鋼台）、工事中表示板（内照式）、回転灯、規制標示看板・道路占有表示板・道路使用標示板、標示板 ※建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省）	
公衆災害に要する対策（仮囲い等）	万能板、フラットパネルネル、シートゲート、建築工事落下防護（朝顔）、防音シート、防音パネル、現場出入り口のゲート、外灯、カーブミラー ※建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省）	法第 21 条、第 22 条
安全衛生に向けた人員配置	総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者等、産業医等、作業主任者、統括安全衛生責任者、	法第 10 条～19 条の 2、14、20(1)、30(1)、61 令第 2 条～5 条 則第 4 条～18 条
委員会の設置	安全委員会、衛生委員会、安全衛生委員会	法第 17 条～第 19 条
安全衛生管理体制	統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、店社安全衛生管理者、安全衛生責任者	法第 15 条～第 16 条

労働安全衛生マネジメントシステム(OHSMS)	※労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針	則第 24 条の 2
雇入れ時教育		法第 59 条 則第 35 条
職長・安全衛生責任者教育		法第 60 条 令第 19 条 則第 40 条
安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等の能力向上教育	※労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針	法第 19 条の 2
健康教育等		法第 69 条
メンタルヘルスケアを推進するための教育研修	※労働者の心の健康の保持増進のための指針	法第 69 条
作業従事者への技能講習、特別教育		法第 59 条 則第 35 条
作業主任者への技能講習		法第 14 条 令第 6 条
リスクアセスメント	作業手順書等 ※危険性又は有害性等の調査等に関する指針	法第 28 条の 2、第 57 条の 3 則第 24 条の 11、12
危険有害業務従事者への教育	※危険又は有害な業務に元に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針	法第 60 条の 2
作業従事者、作業主任者が必要な免許		法第 14 条、第 26 条、66
特定業務健康診断		法第 66 条 令第 22 条 則第 45 条
メンタルヘルス対策	ストレスチェック	法第 66 条の 10
安全一般に関する事項	防火、避難設備、危険物	法第 20 条、第 30 条、第 31 条

WGなどの議論や成果等は、以下のHPをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000101.html

【問い合わせ】 国土交通省　不動産・建設経済局　建設市場整備課　専門工事業・建設関連業振興室

TEL：03-5253-8111（内線 24816）／FAX：03-5253-1555

別添3

○○工事における安全衛生対策項目の確認表【型枠（案）】

整理区分	対策項目	対策の実施分担 注文者	対策の実施分担 下請	費用負担 注文者	費用負担 下請
安全衛生管理体制	工事現場管理				
	リスクアセスメントの実施及びその結果に基づくリスク低減措置の実施				
労働者の危険又は健康障害を防止するための措置	固定式足場の組立と解体				
	固定式足場以外の作業床の組立と解体				
	型枠支保工・型枠支保工足場の組立と解体				
	保護具の着用				
	墜落等による危険の防止				
	親綱、親綱支柱の設置と撤去				
	手摺、幅木等				
	開口部養生				
	落下防護ネット・小幅ネット				
	飛来崩壊災害による危険の防止				
	揚重用吊具				
	警報設備				
	避難用設備				
	火災防止				
	危険物の対処（立入禁止措置）				
機械並びに危険物及び有害物に関する規制	安全点検の実施				
	機械等の危険防止				
	監視連絡等に要する対策				
	倉庫、材料保管等				
	粉じん障害防止				
	特定化学物質障害予防				
	有機溶剤中毒予防				
	酸素欠乏症等防止				
労働者の就業に当たっての措置	安全衛生教育				
	作業内容変更時の教育				
	新規入場者教育				
	送り出し教育				

整理区分	対策項目	対策の実施分担 注文者	対策の実施分担 下請	費用負担 注文者	費用負担 下請
健康の保持増進のための措置・快適な職場環境の形成のための措置	作業環境の測定				
	測定機器の用意				
	測定環境の設定				
	作業環境の構築				
	換気設備				
	空調設備、空気清浄設備				
	照明器具				
	電気設備				
	給排水設備				
	休憩室、仮眠設備				
	職場生活支援施設（トイレ、洗面所等）				
	熱中症対策				
	応急処置・緊急時対応				
	その他の疾病・衛生対策				
その他	安全意識、注意喚起				
	交通規制に要する対策				
	公衆災害に要する対策（仮囲い等）				
追加項目（当該工事で確認が必要な項目）		注文者	下請	注文者	下請

法令等により実施者が明らかな主な安全衛生対策項目（必要に応じて追記）

【下請が実施する対策項目】

安全衛生管理体制

- ○安全衛生に向けた人員配置
- ○委員会の設置
- ○安全衛生管理体制
- ○労働安全衛生マネジメントシステム(OHSMS)
- ○元請安全衛生協議組織への参画
- ○安全衛生関係管理書類の作成、元請工事現場への届出

労働者の就業に当たっての措置

- ○安全衛生教育
  - ・雇入れ時教育
  - ・職長・安全衛生責任者教育
  - ・安全管理者､衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等の能力向上教育
  - ・健康教育等
  - ・メンタルヘルスケアを推進するための教育研修
- ○作業従事者への技能講習、特別教育
- ○作業主任者への技能講習
- ○リスクアセスメント（作業手順書等）
- ○危険有害業務従事者への教育
- ○作業従事者、作業主任者が必要な免許

【下請が実施する対策項目】

機械並びに危険物及び有害物に関する規制

- ○型枠加工場の安全衛生対策等

健康診断

- ○健康診断
  - ・一般定期健康診断
  - ・特定業務健康診断
  - ・メンタルヘルス対策

追加項目

- ○
- ○
- ○
- ○

【注文者が実施する対策項目】

安全衛生管理体制

- ○安全一般に関する事項

追加項目

- ○
- ○
- ○
- ○

○○工事における安全衛生対策項目の確認表【管（案）】

整理区分	対策項目	対策の実施分担		費用負担	
		注文者	下請	注文者	下請
安全衛生管理体制	工事現場管理				
	リスクアセスメントの実施及びその結果に基づくリスク低減措置の実施				
労働者の危険又は健康障害を防止するための措置	固定式足場の組立と解体				
	固定式足場以外の作業床の組立と解体				
	作業構台・吊り構台の組立と解体				
	昇降設備の設置と撤去				
	土留め支保工の組立と解体				
	保護具の着用				
	墜落等による危険の防止				
	手摺、幅木等				
	開口部養生				
	落下防護ネット・小幅ネット				
	ロープ高所作業における危険の防止				
	飛来崩壊災害による危険の防止				
	揚重用吊具				
	警報設備				
	避難用設備				
	火災防止				
	危険物の対処（立入禁止措置）				
機械並びに危険物及び有害物に関する規制	調査の実施（埋設物調査・試掘等）				
	安全点検の実施				
	機械等の危険防止				
	監視連絡等に要する対策				
	倉庫、材料保管等				
	粉じん障害防止				
	石綿障害予防				
	電離放射線障害防止				
	特定化学物質障害予防				
	鉛中毒予防				
	有機溶剤中毒予防				
	酸素欠乏症等防止				
	感電防止措置				
労働者の就業に当たっての措置	安全衛生教育				
	作業内容変更時の教育				
	新規入場者教育				
	送り出し教育				

整理区分	対策項目	対策の実施分担		費用負担	
		注文者	下請	注文者	下請
健康の保持増進のための措置・快適な職場環境の形成のための措置	作業環境の測定				
	測定機器の用意				
	測定環境の設定				
	作業環境の構築				
	換気設備				
	空調設備、空気清浄設備				
	照明器具				
	電気設備				
	給排水設備				
	休憩室、仮眠設備				
	職場生活支援施設（トイレ、洗面所等）				
	熱中症対策				
	応急処置・緊急時対応				
	その他の疾病・衛生対策				
その他	安全意識、注意喚起				
	交通規制に要する対策				
	公衆災害に要する対策（仮囲い等）				
追加項目（当該工事で確認が必要な項目）		注文者	下請	注文者	下請

法令等により実施者が明らかな主な安全衛生対策項目（必要に応じて追記）

【下請が実施する対策項目】

安全衛生管理体制

- ○安全衛生に向けた人員配置
- ○委員会の設置
- ○安全衛生管理体制
- ○労働安全衛生マネジメントシステム(OHSMS)

労働者の就業に当たっての措置

- ○安全衛生教育
  - ・雇入れ時教育
  - ・職長・安全衛生責任者教育
  - ・安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等の能力向上教育
  - ・健康教育等
  - ・メンタルヘルスケアを推進するための教育研修
- ○作業従事者への技能講習、特別教育
- ○作業主任者への技能講習
- ○リスクアセスメント（作業手順書等）
- ○危険有害業務従事者への教育
- ○作業従事者、作業主任者が必要な免許

【下請が実施する対策項目】

健康診断

- ○健康診断
  - ・一般定期健康診断
  - ・特定業務健康診断
  - ・メンタルヘルス対策

追加項目

- ○
- ○
- ○
- ○
- ○
- ○

【注文者が実施する対策項目】

安全衛生管理体制

- ○安全一般に関する事項

追加項目

- ○

○○工事における安全衛生対策項目の確認表【内装仕上（案）】

整理区分	対策項目	対策の実施分担		費用負担	
		注文者	下請	注文者	下請
安全衛生管理体制	工事現場管理				
	リスクアセスメントの実施及びその結果に基づくリスク低減措置の実施				
労働者の危険又は健康障害を防止するための措置	固定式足場の組立と解体				
	固定式足場以外の作業床の組立と解体				
	作業構台・吊り構台の組立と解体				
	昇降設備の設置と撤去				
	土留め支保工の組立と解体				
	保護具の着用				
	墜落等による危険の防止				
	手摺、幅木等				
	開口部養生				
	落下防護ネット・小幅ネット				
	ロープ高所作業における危険の防止				
	飛来崩壊災害による危険の防止				
	揚重用吊具				
	警報設備				
	避難用設備				
	火災防止				
	危険物の対処（立入禁止措置）				
機械並びに危険物及び有害物に関する規制	調査の実施（埋設物調査・試掘等）				
	安全点検の実施				
	機械等の危険防止				
	監視連絡等に要する対策				
	倉庫、材料保管等				
	粉じん障害防止				
	石綿障害予防				
	電離放射線障害防止				
	特定化学物質障害予防				
	鉛中毒予防				
	有機溶剤中毒予防				
	酸素欠乏症等防止				
労働者の就業に当たっての措置	安全衛生教育				
	作業内容変更時の教育				
	新規入場者教育				
	送り出し教育				

整理区分	対策項目	対策の実施分担		費用負担	
		注文者	下請	注文者	下請
健康の保持増進のための措置・快適な職場環境の形成のための措置	作業環境の測定				
	測定機器の用意				
	測定環境の設定				
	作業環境の構築				
	換気設備				
	空調設備、空気清浄設備				
	照明器具				
	電気設備				
	給排水設備				
	休憩室、仮眠設備				
	職場生活支援施設（トイレ、洗面所等）				
	熱中症対策				
	応急処置・緊急時対応				
	その他の疾病・衛生対策				
その他	安全意識、注意喚起				
	交通規制に要する対策				
	公衆災害に要する対策（仮囲い等）				
追加項目（当該工事で確認が必要な項目）		注文者	下請	注文者	下請

法令等により実施者が明らかな主な安全衛生対策項目（必要に応じて追記）

【下請が実施する対策項目】

安全衛生管理体制

- ○安全衛生に向けた人員配置
- ○委員会の設置
- ○安全衛生管理体制
- ○労働安全衛生マネジメントシステム(OHSMS)

労働者の就業に当たっての措置

- ○安全衛生教育
  - ・雇入れ時教育
  - ・職長・安全衛生責任者教育
  - ・安全管理者､衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等の能力向上教育
  - ・健康教育等
  - ・メンタルヘルスケアを推進するための教育研修
- ○作業従事者への技能講習、特別教育
- ○作業主任者への技能講習
- ○リスクアセスメント（作業手順書等）
- ○危険有害業務従事者への教育
- ○作業従事者、作業主任者が必要な免許

【下請が実施する対策項目】

健康診断

- ○健康診断
  - ・一般定期健康診断
  - ・特定業務健康診断
  - ・メンタルヘルス対策

追加項目

- ○
- ○
- ○
- ○
- ○
- ○

【注文者が実施する対策項目】

安全衛生管理体制

- ○安全一般に関する事項

追加項目

- ○
- ○

○○工事における安全衛生対策項目の確認表【住宅（案）】

整理区分	対策項目	対策の実施分担		費用負担	
		注文者	下請	注文者	下請
安全衛生管理体制	工事現場管理				
	リスクアセスメントの実施及びその結果に基づくリスク低減措置の実施				
	安全衛生協議会の設置				
労働者の危険又は健康障害を防止するための措置	固定式足場の組立と解体				
	固定式足場以外の作業床の組立と解体				
	作業構台・吊り構台の組立と解体				
	昇降設備の設置と撤去				
	土留め支保工の組立と解体				
	保護具・墜落制止用器具の着用				
	墜落等による危険の防止				
	手摺、幅木等				
	開口部養生				
	落下防護ネット・小幅ネット				
	ロープ高所作業における危険の防止				
	飛来崩壊災害による危険の防止				
	揚重用吊具				
	警報設備				
	避難用設備				
	火災防止				
	危険物の対処（立入禁止措置）				
機械並びに危険物及び有害物に関する規制	調査の実施（埋設物調査・試掘等）				
	安全点検の実施				
	機械等の危険防止				
	監視連絡等に要する対策				
	倉庫、材料保管等				
	粉じん障害防止				
	石綿障害予防				
	特定化学物質障害予防				
	有機溶剤中毒予防				
	酸素欠乏症等防止				
労働者の就業に当たっての措置	安全衛生教育				
	作業内容変更時の教育				
	新規入場者教育				
	送り出し教育				

整理区分	対策項目	対策の実施分担		費用負担	
		注文者	下請	注文者	下請
健康の保持増進のための措置・快適な職場環境の形成のための措置	作業環境の測定				
	測定機器の用意				
	測定環境の設定				
	作業環境の構築				
	換気設備				
	空調設備、空気清浄設備				
	照明器具				
	電気設備				
	給排水設備				
	休憩所				
	職場生活支援施設（トイレ、洗面所等）				
	熱中症対策				
	応急処置・緊急時対応				
	その他の疾病・衛生対策				
その他	安全意識、注意喚起				
	交通規制に要する対策				
	公衆災害に要する対策（仮囲い等）				
追加項目（当該工事で確認が必要な項目）		注文者	下請	注文者	下請

法令等により実施者が明らかな主な安全衛生対策項目（必要に応じて追記）

【下請が実施する対策項目】

安全衛生管理体制

○安全衛生に向けた人員配置
○安全衛生管理体制
○労働安全衛生マネジメントシステム(OHSMS)

労働者の就業に当たっての措置

○安全衛生教育
・雇入れ時教育
・職長・安全衛生責任者教育
・安全管理者､衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等の能力向上教育
・健康教育等
・メンタルヘルスケアを推進するための教育研修
○作業従事者への技能講習、特別教育
○作業主任者への技能講習
○リスクアセスメント（作業手順書等）
○危険有害業務従事者への教育
○作業従事者、作業主任者が必要な免許

【下請が実施する対策項目】

健康診断

○健康診断
・一般定期健康診断
・特定業務健康診断
・メンタルヘルス対策

追加項目

○
○
○
○
○
○

【注文者が実施する対策項目】

安全衛生管理体制

○安全一般に関する事項

追加項目

○
○

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

令　和　５　年　８　月　９　日
不動産・建設経済局建設市場整備課

建設工事における「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな形）」を作成しました

建設工事における「安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策」として、安全衛生対策の認識の齟齬の解消や、安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな形）」を作成しました。

建設工事における安全衛生経費については、労働災害防止対策を適切に実施する上で必要な経費であり、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われることが必要です。

このため、国土交通省では、「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」を開催し、令和４年６月に「建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて（提言）」が検討会で取りまとめられました。この提言では、安全衛生経費の「見える化」の必要性とともに、「安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策」として、元請負人と下請負人の間における安全衛生対策の認識の齟齬の解消や安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費の内訳明示のための「標準見積書」の作成・普及等の有効性が示されました。

この提言を踏まえて、国土交通省では、「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するＷＧ」を開催し、見積時に安全衛生対策項目の「対策の実施分担」及び「費用負担」を確認するための「安全衛生対策項目の確認表」の検討を進めてまいりました。

今般、工種ごとの確認表の作成・普及を促進するため、**「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな形）（別添１）」及び「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな形）説明書（以下「説明書」という）（別添２）」を作成しました。**

各専門工事業団体に対しては、「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな形）」及び「説明書」並びに先行的に作成した工種の確認表（別添３）を参考に、工種ごとに「安全衛生対策項目の確認表」を検討、作成いただくようお願いしているところです。

また、すべての建設企業に対しては、建設工事の現場において、「安全衛生対策項目の確認表」を活用することにより、元請負人と下請負人との間で安全衛生対策の分担を共有し、安全衛生経費の適切な支払いにつなげていただくようお願いしているところです。

【問い合わせ先】
国土交通省　不動産・建設経済局　建設市場整備課　専門工事業･建設関連業振興室
木下（内線 24813）、青木（内線 24816）、
（電話）03－5253－8111【代表】、03－5253－8282【直通】

資料３－３

国不専建第６３号
令和６年３月２９日

建設業者団体の長

国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課長
（　公　印　省　略　）

安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成等について

建設工事における安全衛生経費については、労働災害防止対策を適切に実施する上で必要な経費であり、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われることが必要です。

このため、国土交通省では、「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」の提言を踏まえて、「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するＷＧ」を開催し、「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及等に関して検討を進めてまいりました。このうち、「安全衛生対策項目の確認表」については、令和５年８月に「安全衛生対策項目の確認表の作成について」（令和５年８月９日国不専建第２４号）を発出し、建設業者団体等における取組を要請したところです。

今般、安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及を促進するため、「安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順」（以下「作成手順」という。）（別添１）」を作成しました。各専門工事業団体におかれましては、「作成手順」及び先行的に作成した工種の標準見積書※（別添２）を参考に、安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」を検討、作成いただくようお願いいたします。

また、すべての建設企業におかれましては、「安全衛生対策項目の確認表」及び「標準見積書」を活用し、建設工事の現場において、下請企業が元請企業（直近上位の注文者）に対して提出する見積書について、安全衛生経費を見積書に内訳明示することにより、安全衛生経費の適切な支払いにつなげていただくようお願いいたします。

なお、標準見積書の作成及び活用については、「標準見積書の活用等による法定福利費の確保の推進について」（平成 25 年５月 10 日付国土建労第７号）及び「標準見積書の活用等による労務費及び法定福利費の確保の推進について」（令和３年 12 月１日付国不建キ第 15 号）において法定福利費及び労務費の内訳明示及び労務費の見積りにおける建設技能者の地位や技能の反映の推進を要請しており、引き続き、取組を進めていただくようお願いいたします。

※ 専門工事業団体の協力を得て、２工種（型枠、左官）の標準見積書を先行的に検討・作成。

【問い合わせ先】

国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課

専門工事業・建設関連業振興室　沖川、青木

Ｔｅｌ　：03-5253-8111　（内線　24861、24813）

03-5253-8282　（直通）

Ｆａｘ　：03-5253-1555

R6.3.29

安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順

１．安全衛生経費を内訳明示した見積書とは

建設工事における労働災害防止対策を適切に実施する上で、必要な安全衛生経費について、適切かつ明確な積算がなされ、下請負人まで確実に支払われるよう、見積時に安全衛生対策項目の「対策の実施分担」及び「費用負担」を確認するための「安全衛生対策項目の確認表」及び安全衛生経費を内訳として明示した「標準見積書」の作成・普及に取り組んでいます。

安全衛生経費を内訳として明示した見積書（標準見積書）とは、下請負人が元請負人（直近上位の注文者）に対して提出している見積書を従来の総額によるものではなく、その中に含まれる安全衛生経費を内訳として明示したもので、これを活用することにより、安全衛生経費をしっかりと確保できるようにしていこうとするためのものです。

なお、労働安全衛生法は、建設工事現場において、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて、労働災害防止対策を講じることを義務付けていることから、安全衛生経費は、建設業法第 19 条の 3 に規定する「通常認められる原価」に含まれるものです。

２．内訳明示する安全衛生経費の算出方法

安全衛生経費は、その範囲が必ずしも明確ではないため、元下間の安全衛生経費に関する認識のズレが生じ、ひいては下請までの適切な支払いに繋がっていないことが考えられます。

このため、安全衛生経費については、建設工事の工種、工事規模、施工場所等により異なることに十分留意するとともに、できる限り明確にする必要があります。

以下に、安全衛生経費の算出方法を例示します。

（１）内訳明示する安全衛生経費の範囲

見積条件提示時に「安全衛生対策項目の確認表」等において、下請負人が費用負担することと確認した項目とする。

なお、再下請をする場合は、再下請業者が必要な安全衛生経費も計上し、再下請業者に適切に支払うことが必要である。

（２）安全衛生経費の基本的な算出方法

① 個別工事現場（作業場）における安全衛生経費

安全衛生管理常駐者経費や安全衛生管理活動費、立入禁止措置、開口部養生設置費用等の個別工事現場において必要となる安全衛生経費を個別に積み上げ計算を行う。

安全衛生経費Ａ＝延べ人工数Ａ×単価Ａ
安全衛生経費Ｂ＝施工量Ｂ×単価Ｂ
・
・
Σ安全衛生経費＝安全衛生経費（Ａ＋Ｂ＋・・・）

② 個別工事現場（作業場）における建設技能者にかかる安全衛生経費

１）積み上げ計算

保護帽、墜落制止用器具、安全靴等の保護具や空調服等について、使用する延べ人工数に耐用日数で除した単価を乗じて積算する積み上げ計算を行う。

安全衛生経費Ａ＝延べ人工数Ａ×単価Ａ÷耐用日数Ａ
安全衛生経費Ｂ＝延べ人工数Ｂ×単価Ｂ÷耐用日数Ｂ
・
・
Σ安全衛生経費＝安全衛生経費（Ａ＋Ｂ＋・・・）

２）率計算

保護帽、墜落制止用器具、安全靴等の保護具や空調服等について、個別工事において積み上げ計算が困難な場合は、自社の施工実績に基づくデータ等を用いて工事金額又は労務費に対する割合を算出し、当該工事の工事金額又は労務費に乗じて安全衛生経費とする。（この場合は、安全衛生経費の割合の算出根拠を明確にするとともに、含まれる項目を明示する必要がある）

【工事金額から算出する場合】
Ａ＝１年間の自社で建設技能者用に購入した保護具等の総額
Ｂ＝１年間の売上高（工事請負額）
Ｃ＝Ａ÷Ｂ
安全衛生経費＝個別工事の工事金額（値引き前、法定福利費加算前）×Ｃ

【労務費から算出する場合】
Ａ＝１年間の自社で建設技能者用に購入した保護具等の総額
Ｂ＝建設技能者の年収
Ｃ＝Ａ÷Ｂ
安全衛生経費＝個別工事の労務費（値引き前、法定福利費加算前）×Ｃ

③ 店社で支出する安全衛生経費

安全大会や安全衛生責任者教育などの店社で支出する安全衛生経費について、自社の支出実績に基づくデータ等を用いて積算し、工事金額又は労務費に対する割合を算出し、当該工事の工事金額又は労務費に乗じて安全衛生経費とする。(この場合は、安全衛生経費の割合の算出根拠を明確にするとともに、含まれる項目を明示する必要がある)

【工事金額から算出する場合】
Ａ＝１年間の店社で支出した安全衛生経費の総額
Ｂ＝１年間の売上高（工事請負額）
Ｃ＝Ａ÷Ｂ
安全衛生経費＝個別工事の工事金額（値引き前、法定福利費加算前）×Ｃ

【労務費から算出する場合】
Ａ＝１年間の店社で支出した安全衛生経費の総額
Ｂ＝建設技能者の年収
Ｃ＝Ａ÷Ｂ
安全衛生経費＝個別工事の労務費（値引き前、法定福利費加算前）×Ｃ

３．安全衛生経費を内訳明示した見積書に関するよくある質問

Ｑ１　何故、見積書に安全衛生経費を内訳として明示する必要があるのでしょうか？

Ａ１　労働安全衛生法は、建設工事現場において、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて、労働災害防止対策を講じることを義務付けています。

建設工事における労働災害防止対策を適切に実施する上で、必要な安全衛生経費の適切な確保が必要です。このためには、下請負人が元請負人(直近上位の注文者)に対して提出している見積書を、従来の総額によるものではなく、その中に含まれる安全衛生経費を内訳として明示することが有効と考えております。

Ｑ２　見積金額には元々、安全衛生経費を適正に含めているが、それでも安全衛生経費を内訳明示した見積書を作成する必要があるのでしょうか？

Ａ２　安全衛生経費を内訳明示した見積書は、これを作成しなかったからといって、特に罰則等があるわけではありません。しかし労働災害防止対策を適切に実施するためには、必要な安全衛生経費をしっかりと確保していく必要があります。

国土交通省では、「建設業法令遵守ガイドライン」の内容として、「元請負人は、

（中略）下請負人が、自ら実施しなければならない労働災害防止対策を把握できるとともに、自ら負担しなければならない経費を適正に見積ることができるようにしなければならない。」こと、あるいは「下請負人は、元請負人から提示された労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分をもとに、自ら負担しなければならない経費を適正に見積り、元請負人に交付する見積書に明示すべきである。」こと等、安全衛生経費を内訳明示した見積書の活用を推進しています。こうした観点から、安全衛生経費を内訳明示した見積書を主体的に作成していただくことが求められます。

Ｑ３　安全衛生経費を内訳明示した標準見積書を専門工事業団体が作成するのは何故ですか？

Ａ３　安全衛生経費は、建設工事の工種、工事規模、施工場所等により異なるため、各建設業者が個別工事ごとに必要な経費を算出する必要があります。

一方、各専門工事業団体においては、社会保険加入問題への対策として、法定福利費を内訳明示した標準見積書の作成・普及が進められており、安全衛生経費についても、この取組を参考にしつつ、実施することが有効と考えられますので、各専門工事業団体においては、工種の特性等を踏まえた安全衛生経費を内訳明示した標準見積書を作成し、各団体に所属する建設業者等へ活用するよう積極的に周知するようお願いします。

Ｑ４　安全衛生経費を内訳明示した見積書を作成する場合、所属する専門工事業団体等が作成した標準見積書に沿って、安全衛生経費を算出しなければならないのでしょうか？

Ａ４　内訳明示する安全衛生経費の額は、本来、各建設業者が個別工事ごとに必要な経費を算出するものですので、必ずしも所属する専門工事業団体が作成した標準見積書に沿って、安全衛生経費を算出する必要はありません。各専門工事業団体等が作成した標準見積書は、各団体に所属する建設業者等が安全衛生経費の算定を行おうとする際の参考にしていただくためのものです。

Ｑ５　安全衛生経費を内訳明示した見積書を作成する場合、所属する専門工事業団体等が作成した標準見積書の様式を使用しなければならないのでしょうか？

Ａ５　安全衛生経費を内訳明示した見積書の活用は、必要な安全衛生経費を確保することを目的としていますので、安全衛生経費の内訳が明示されていれば、自社または注文者から指定された様式でも構いません。各専門工事業団体が作成した標準見積

書は、各団体に所属する建設業者等が作成する際の参考にしていただくためのものです。

Ｑ６　安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成は、法律上の義務ですか？

Ａ６　労働安全衛生法は、建設工事現場において、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて、労働災害防止対策を講じることを義務付けています。

建設工事における労働災害防止対策を適切に実施する上で、下請負人まで必要な安全衛生経費を適切に確保することが重要です。このため、見積りに当たっては従来の総額によるものではなく、その中に含まれる安全衛生経費を内訳として明示することにより、必要な金額を確保していく必要があります。

そこで、各専門工事業団体で工種の特性等に応じて、安全衛生経費を内訳明示した見積書が作成できるよう標準見積書を作成し、これを活用するなどして安全衛生経費が内訳明示された見積書を提出する運動を、業界を挙げて推進することが必要です。

この取組については、見積書を提出する際に安全衛生経費を内訳として明示することを直接的に義務づけた法律等の規定はありませんが、下請負人の見積書に適正な安全衛生経費が明示されているにもかかわらず、元請負人がこれを尊重せず、当該経費相当額を一方的に削減したり、当該経費相当額を含めない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、当該元下間の取引依存度によっては、建設業法第１９条の３の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがあります。

Ｑ７　再下請負人に工事を発注する場合は、再下請負人の安全衛生経費も含めて見積書を作成するのでしょうか？

Ａ７　再下請負人に工事を発注する予定がある場合には、再下請負人の安全衛生経費を含めて注文者に対する見積書を作成してください。ただ、注文者に見積書を依頼された段階では、再下請負人に工事を発注するか決まっていないことが多くあります。

また、見積書では、注文を受けた工事についてどのような工種をいくらの材料・機器を使って（材料費）、どれくらいの工賃（手間・労務費）で施工するか計算しており、外注費（再下請代金）そのものが項目とし計上されているわけではありません。

したがって、自社が施工する場合に必要となる安全衛生経費を算出すれば、再下請代金に含まれる安全衛生経費も含まれるものと考えられます。

Ｑ８　安全衛生経費として算出する範囲は？

Ａ８　安全衛生経費については、その範囲が必ずしも明確ではありません。このため、算出する範囲については、各専門工事業団体が作成した「安全衛生対策項目の確認表」等を活用し、元下間で安全衛生対策の内容を確認し、その分担（対策の実施、費用負担）を共有した上で算出する必要があります。

Ｑ９　見積金額には元々、直接工事費や一般管理費などの中に安全衛生経費を適正に含めているが、それでも安全衛生経費を内訳明示した見積書を作成する必要があるのでしょうか？

Ａ９　建設工事における労働災害防止対策を適切に実施する上で、必要な安全衛生経費の適切な確保が必要です。安全衛生経費は、建設業法第 19 条の３に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものとされています。

国土交通省では、「建設業法令遵守ガイドライン」の内容として、「元請負人は、（中略）下請負人が、自ら実施しなければならない労働災害防止対策を把握できるとともに、自ら負担しなければならない経費を適正に見積ることができるようにしなければならない。」こと、「下請負人は、元請負人から提示された労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分をもとに、自ら負担しなければならない経費を適正に見積り、元請負人に交付する見積書に明示すべきである。」こと、あるいは「元請負人及び下請負人は、（中略）下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費のうち、施工上必要な経費と切り離し難いものを除き、労働災害防止対策を講ずるためのみに要する経費については、契約書面の内訳書などに明示することが必要である。」こと等、安全衛生経費を内訳明示した見積書の活用を推進しています。こうした観点から、安全衛生経費を直接工事費や一般管理費などから切り出して内訳をしっかり明示した見積書を作成していただくことが求められます。

Ｑ１０　これまで元請負人に提出している見積書は、労務費や材料費、運搬費、経費などが含まれる複合単価として、その中に安全衛生経費を適正に含めているが、それでも安全衛生経費を内訳明示した見積書を作成する必要があるのでしょうか？

Ａ１０　建設工事における労働災害防止対策を適切に実施する上で、必要な安全衛生経費の適切な確保が必要です。安全衛生経費は、建設業法第 19 条の３に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものとされています。

国土交通省では、「建設業法令遵守ガイドライン」の内容として、「元請負人は、（中略）下請負人が、自ら実施しなければならない労働災害防止対策を把握できる

とともに、自ら負担しなければならない経費を適正に見積ることができるようにしなければならない。」こと、「下請負人は、元請負人から提示された労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分をもとに、自ら負担しなければならない経費を適正に見積り、元請負人に交付する見積書に明示すべきである。」こと、あるいは「元請負人及び下請負人は、（中略）下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費のうち、施工上必要な経費と切り離し難いものを除き、労働災害防止対策を講ずるためのみに要する経費については、契約書面の内訳書などに明示することが必要である。」こと等、安全衛生経費を内訳明示した見積書の活用を推進しています。こうした観点から、安全衛生経費を複合単価から切り出して内訳をしっかり明示した見積書を作成していただくことが求められます。

型枠工事

別添２

御見積書

○○建設株式会社　　御中

下記の通りお見積申し上げます。

工事名称

施工費　¥○○,○○○,○○○(税込)

法定福利費　¥○,○○○,○○○ (税込)

合計　¥○○,○○○,○○○(税込)

施工場所

特記事項

提出期限

納期工期　RC造病院

現場質疑　地上7階建てRC造

工事番号　搬出入は８ﾄﾝユニック車以上

項目番号　階段1・EV1、基礎H2450

業者コード

会社名　○○型枠工業(株)

住所

電話番号　　FAX番号

名　称	仕　様		単位	員　数	単　価	金　額	単　価	金　額	備　考
a. 労務費									
	計 (a)		㎡						
b. 材料費			㎡						
c. 型枠運搬費			㎡						
	計 (a+b+c)		㎡						
d. 一般管理費		%	㎡						
e. 安全衛生経費		**%**	**㎡**						
	計 (a+b+c+d+e)		㎡						
	消 費 税	10%							
	A. 施工費計								
法定福利費	※雇用主負担率	%	㎡						
	※当工事従事者加入率	100.0%							
	消費税	10%							
	B. 法定福利費計								
	合計 (A+B)								

2024年3月14日

型枠工事安全衛生経費算定シート

現場名

【安全衛生経費・安全衛生経費率】

D 現場見積金額		円	**E 現場総数量**			㎡
F 型枠工期		～		→		**延月数**

安全衛生経費率【A/D＋B/C】		%
安全衛生経費		円
型枠㎡当り安全衛生経費		円/㎡

※金額は小数点1位を四捨五入。数量は小数点第2位、経費率は小数点第3位を四捨五入

A 現場の安全経費

1．保護具の購入費

下記項目について、各現場の総人工数と各社の購入費用及び耐用年数を入れてください。

（請負範囲内の型枠工・解体工・墨出し工等で下請を含む総人工数）

	耐用年数	総人工	購入金額	円/日	費用総額(円)
(1) 保護帽（ヘルメット）	1			0.00	0
(2) 墜落制止用器具（安全帯）	2	0		0.00	0
(3) 安全靴	0.5	0		0.00	0
(4) 空調服	2	0		0.00	0
(5) その他１（　　）	1	0		0.00	0
(6) その他２（　　）	1	0		0.00	0
				小計	0

※1年　252日　21日×12か月　とします。

※「総人工」は当該工事の予定総人工数。「購入金額」は直近で購入した保護具の1個当り単価。

2．その他項目で安全衛生経費として記載するべき項目

下記項目について、各現場の特有の安全活動費を入れてください。（職長活動、パトロール、新規入場等）

	単価	時間	日数	費用総額(円)
(1) 記載項目（　　）				0
(2) 記載項目（　　）				0
(3) 記載項目（　　）				
(4) 記載項目（　　）				
(5) 記載項目（　　）				
(6) 記載項目（　　）				
(7) 記載項目（　　）				
			小計	0

A　現場安全経費	合計	0

現場安全衛生経費率

現場安全衛生経費率【A／D】	

B 店社安全衛生経費

下記項目について、自社で支出した１年間（決算期間）の費用等明細を入れてください。
自社で支出した下請会社に係る費用も含めてください。

１．労災保険料（年間）　　費用総額(円)

(1)会社（支店・営業所を含む内勤部門）の労災保険料

(2)加工場・置場・ヤードの労災保険料

(3)中小事業主・一人親方の特別加入保険料

※保険料の還付金は含めない。

小計 0 a

２．労災上乗せ保険料　　費用総額(円)　b

役員保険、会社従業員、技能者(自社･下請)、一人親方保険を全て含む
複数加入の場合は合算した額。元請協力会等で行う上乗せ保険料を含む。
※保険料の還付金等は含めない。

３．健康診断費用　　費用総額(円)　c

自社で実施し支出した費用

４．元請会社の設置する安全衛生協力会（災防協等）の会費　　費用総額(円)　d

自社で支出する費用の全額（関係元請会社に支払う総額）

５．工事現場単位の職長会費等安全衛生協力費　　費用総額(円)　e

全工事現場における自社で支出する費用の年間総額。

６．店社安全活動費　　費用総額(円)

(1)安全大会開催費

(2)安全衛生教育費

安全衛生法令に定める法定教育(技能講習、特別教育等)取得費の総額

小計 0 f

7．その他項目で安全衛生経費として記載するべき項目

下記項目について、各会社の特有の安全活動費を入れてください。（損害保険等）

		費用総額(円)
(1) 記載項目（	）	
(2) 記載項目（	）	
(3) 記載項目（	）	
(4) 記載項目（	）	
(5) 記載項目（	）	
(6) 記載項目（	）	
(7) 記載項目（	）	
	小計	0 g

B　店社安全衛生経費(a+b+c+d+e+f+g)　　合計　0

C　完成工事原価（売上原価）

直近決算の損益計算書における完成工事原価　　(円)

店社安全衛生経費率

店社安全衛生経費率【B／C】

２０２４年3月１４日

型枠工事安全衛生経費算定シート作成手順

2023年12月18日

型枠工事安全衛生経費算定シート

現場名　　○○○○病院

【安全衛生経費・安全衛生経費率】

D 現場見積金額	63,548,567	円	E 現場総数量	9,019.0	㎡
F 型枠工期	2023年12月	～	2024年6月	→ 7	延月数
安全衛生経費率【A/D＋B/C】				2.08%	%
安全衛生経費				1,321,245	円
型枠㎡当り安全衛生経費				146	円/㎡

※金額は小数点1位を四捨五入。数量は小数点第2位、経費率は小数点第3位を四捨五入

A 現場の安全経費

1．保護具の購入費

下記項目について、各現場の総人工数と各社の購入費用及び耐用年数を入れてください。

（請負範囲内の型枠工・解体工・墨出し工等で下請を含む総人工数）

	耐用年数	総人工	購入金額	円/日	費用総額(円)
(1)保護帽（ヘルメット）	1	1,683	5,200	20.63	34,729
(2)墜落制止用器具（安全帯）	2	1,683	60,000	119.05	200,357
(3)安全靴	0.5	1,683	10,000	79.37	133,571
(4)空調服	2	1,683	20,000	39.68	66,786
(5)その他１（　保護メガネ　）	1	1,683	700	2.78	4,675
(6)その他２（　反射ベスト　）	1	1,683	1,000	3.97	6,679
				小計	446,796

※1年　252日　21日×12か月　とします。

※「総人工」は当該工事の予定総人工数。「購入金額」は直近で購入した保護具の1個当り単価。

2．その他項目で安全衛生経費として記載するべき項目

下記項目について、各現場の特有の安全活動費を入れてください。（職長活動、パトロール、新規入場等）

	単価	時間	日数	費用総額(円)
(1)記載項目（　職長安全巡回等　）	27,500	0.5	147	288,750
(2)記載項目（　職長会パトロール週１回　）	27,500	1	28	110,000
(3)記載項目（　　）				
(4)記載項目（　　）				
(5)記載項目（　　）				
(6)記載項目（　　）				
(7)記載項目（　　）				
			小計	398,750
A　現場安全経費			合計	845,546

現場安全衛生経費率

現場安全衛生経費率【A／D】　1.33%

シート1

B 店社安全衛生経費

下記項目について、自社で支出した１年間（決算期間）の費用等明細を入れてください。

自社で支出した下請会社に係る費用も含めてください。

	費用総額(円)	
1．労災保険料（年間）		
(1)会社（支店・営業所を含む内勤部門）の労災保険料	62,000	
(2)加工場・置場・ヤードの労災保険料	293,000	
(3)中小事業主・一人親方の特別加入保険料	82,000	
※保険料の還付金は含めない。	小計 437,000	a
2．労災上乗せ保険料	390,000	b
役員保険、会社従業員、技能者（自社・下請）、一人親方保険を全て含む		
複数加入の場合は合算した額。元請協力会等で行う上乗せ保険料を含む。		
※保険料の還付金等は含めない。		
3．健康診断費用	679,000	c
自社で実施し支出した費用		
4．元請会社の設置する安全衛生協力会（災防協等）の会費	701,000	d
自社で支出する費用の全額（関係元請会社に支払う総額）		
5．工事現場単位の職長会費等安全衛生協力費	1,359,000	e
全工事現場における自社で支出する費用の年間総額。		
6．店社安全活動費		
(1)安全大会開催費	1,500,000	
(2)安全衛生教育費	400,000	
安全衛生法令に定める法定教育（技能講習、特別教育等）取得費の総額		
	小計 1,900,000	f

シート2

7．その他項目で安全衛生経費として記載するべき項目案

下記項目について、各会社の特有の安全活動費を入れてください。（損害保険等）

	費用総額(円)	
(1)記載項目（　事業保障保険　）	542,000	
(2)記載項目（　○○工務店安全協力会費　）	700,000	
(3)記載項目（　大工・解体職長勉強会　）	600,000	
(4)記載項目（　資材加工ヤード熱中症対策スポットクーラー設置費　）	200,000	
(5)記載項目（　資材加工ヤード安全点検費　）27,500*0.5日*12カ月	165,000	
(6)記載項目（　　）		
(7)記載項目（　　）		
	小計 2,207,000	g
B　店社安全衛生経費(a+b+c+d+e+f+g)	合計 7,673,000	

C 完成工事原価（売上原価）

直近決算の損益計算書における完成工事原価　1,025,037,000 (円)

店社等安全衛生経費率

店社等安全衛生経費率【B／C】　0.75%

シート3

一般社団法人
日本型枠工事業協会（略称:日本型枠）
JAPAN FORMWORK CONTRACTORS ASSOCIATION

現場名　　①　標準単価　病院（在来スラブ工法）

【安全衛生経費・安全衛生経費率】

D　現場見積金額	② 63,548,567	円	E　現場総数量	③ 9,019.0	㎡	
F　型枠工期	① 2023年12月	～	① 2024年6月	→	① 7	延月数
安全衛生経費率【A/D＋B/C】					2.08%	%
安全衛生経費					1,321,245	円
型枠㎡当り安全衛生経費					146	円/㎡

※金額は小数点1位を四捨五入。数量は小数点第2位、経費率は小数点第3位を四捨五入

あらかじめ、日本型枠標準見積書を作成してから型枠工事安全経費　算出シートを作成する。

① 工事名称・工期を記入

② 一般管理費を含まない直接工事費（労務費、材料費、運搬費の小計a+b+c）の金額を入れる

③ 型枠の見積総㎡数量を入れる

御見積書

日本型枠工事業協会　　**御中**

下記の通りお見積申し上げます。

工事名称　新貨金カーブ　標準単価　病院(在来スラブ工法)　①
施工費　¥82,764,000(税込)
法定福利費　¥7,599,076(税込)
合計　**¥90,363,076**(税込)
施工場所　東京都下
特記事項　掘重機元請支給。場内小運搬台車元請支給。搬出入トラック8ﾄﾝユニック程度使用。支保工足元滑動防止はサポート底板と床上貫板との釘止めによる。特殊支保工元請支給。

提出期限　2023/9/13
納期工期　RC造病院
現場質疑　地上7階建てRC造
工事番号　搬出入は8ﾄﾝユニック車以上
項目番号　階段1・EV1、基礎H2450
業者コード　1FH3800、2FH3600、3F～H3300

会社名
住所
電話番号　FAX番号

法定福利費の値引きは不可。
図面仕様書契約条項及び現場係員指示によること。

名　称	仕　様	単位	員　数	単　価	金　額	単　価	金　額	備　考
在来スラブ工法								
a.労務費								
基礎普通型枠		㎡	972.0	¥3,481	¥3,384,092			
基礎打放型枠		㎡	8.0	¥3,451	¥27,608			
地上普通型枠		㎡	5,994.0	¥4,507	¥27,014,958			
地上打放型枠		㎡	2,045.0	¥4,559	¥9,323,155			
擁近上法片面型枠補足		㎡	72.0	¥999	¥71,928			
ピット排水溝	W150×H50	m	59.0	¥1,826	¥107,734			
バルコニー排水溝	W150×H50	m	192.0	¥1,800	¥345,600			
屋上排水溝	W350×H50	m	37.0	¥1,822	¥67,414			
捨てコン枠	H50	m	421.0	¥553	¥232,813			
打継目地型枠		m	546.0	¥602	¥328,692			
誘発目地型枠		m	430.0	¥607	¥261,010			
構造スリット	垂直	m	643.0	¥1,608	¥1,033,944			構造スリット元請支給

名　称	仕　様		単位	員　数	単　価	金　額	単　価	金　額	備　考
構造スリット	水平		m	329.0	¥1,267	¥416,843			構造スリット元請支給
ポリスチレンフォーム貼付け	配管ピット天井		㎡	69.0	¥1,120	¥77,280			ポリスチレンフォーム元請支給
ポリスチレンフォーム貼付け	配管ピット壁		㎡	11.0	¥3,149	¥34,639			ポリスチレンフォーム元請支給
吊りフック金物取付			箇所	2.0	¥7,993	¥15,986			吊りフック元請支給
	計(a)		㎡	9,019.0	¥4,737	¥42,723,696			
b.材料費			㎡	9,019.0	¥1,909	¥17,217,271			
c.型枠運搬費			㎡	9,019.0	¥400	¥3,607,600			
	計 (a+b+c)	③	㎡	9,019.0	¥7,046	¥63,548,567	②		
d.一般管理費		18.4%	㎡	9,019.0	¥1,296	¥11,692,936			
	計 (a+b+c+d)		㎡	9,019.0	¥8,343	¥75,241,503			
	e.出精値引き					¥1,503			
	計 (a+b+c+d-e)		㎡	9,019.0	¥8,342	¥75,240,000			
	消 費 税	10%				¥7,524,000			
	A. 施工費計					¥82,764,000			
法定福利費	※雇用主負担率	16.170%	㎡	9,019.0	¥766	¥6,908,251			
	※当工事従事者加入率	100.0%				¥6,908,251			
	消費税	10%				¥690,825			
	B. 法定福利費計					¥7,599,076			
	合計 (A+B)					¥90,363,076			

A 現場の安全経費

1．保護具の購入費

下記項目について、各現場の総人工数と各社の購入費用及び耐用年数を入れてください。
（請負範囲内の型枠工・解体工・墨出し工等で下請を含む総人工数）

	耐用年数	総人工	購入金額	円/日	費用総額(円)
(1)保護帽（ヘルメット）	⑤ 1	④ 1,683	⑥ 5,200	20.63	34,729
(2)墜落制止用器具（安全帯）	2	1,683	60,000	119.05	200,357
(3)安全靴	0.5	1,683	10,000	79.37	133,571
(4)空調服	2	1,683	20,000	39.68	66,786
(5)その他１（　保護メガネ　）	1	1,683	700	2.78	4,675
(6)その他２（　反射ベスト　）	1	1,683	1,000	3.97	6,679
				小計	446,796

※1年　252日　21日×12か月　とします。
※「総人工」は当該工事の予定総人工数。「購入金額」は直近で購入した保護具の1個当り単価。

2．その他項目で安全衛生経費として記載するべき項目

下記項目について、各現場の特有の安全活動費を入れてください。（職長活動、パトロール、新規入場等）

	単価	時間	日数	費用総額(円)
(1)記載項目（　職長安全巡回等　⑦　）	27,500	0.5	147	288,750
(2)記載項目（　職長会パトロール週１回　）	27,500	1	28	110,000
(3)記載項目（　　）				
(4)記載項目（　　）				
(5)記載項目（　　）				
(6)記載項目（　　）				
(7)記載項目（　　）				
			小計	398,750
A　現場安全経費			合計	845,546

現場安全衛生経費率

現場安全衛生経費率【A／D】 1	1.33%

現場特有の安全経費算出

④　日本型枠標準見積書の労務費より大工＋解体総人工を入れる

⑤　各保護具の耐用年数を入れる

⑥　各安全保護具の購入単価を入れる

購入単価÷耐用年数（１年２５２日）＝各保護具の１日あたりの単価　算出自動計算

⑦　個別現場の安全衛生経費
例　職長安全巡回　毎日　３０分

設計労務単価（東京）27,500×0.5時間×（工期７か月×２１日）147日
各社現場に合わせた経費の算出を行ってください

労務費の計算

型枠大工

名称	仕様	数量	単位	歩掛 数量/人	人工 人	人件費 円/人	金額 円	単価 円/数量
基礎普通型枠		972.0	㎡	9.7	100.2	¥26,642	¥2,669,528	¥2,746.4
基礎打放型枠		8.0	㎡	9.5	0.8	¥26,642	¥21,314	¥2,664.2
地上普通型枠		5994.0	㎡	7.2	832.5	¥26,642	¥22,179,465	¥3,700.3
地上打放型枠		2045.0	㎡	7.1	288.0	¥26,642	¥7,672,896	¥3,752.0
擁壁工法片面型枠補足		72.0	㎡	26.6	2.7	¥26,642	¥71,933	¥999.1
ピット排水溝	W150×H50	59.0	m	19.2	3.1	¥26,642	¥82,590	¥1,399.8
パルコニー排水溝	W150×H50	192.0	m	19.4	9.9	¥26,642	¥263,756	¥1,373.7
壁上排水溝	W350×H50	37.0	m	19.4	1.9	¥26,642	¥50,620	¥1,368.1
捨てコン枠	H50	421.0	m	71.6	5.9	¥26,642	¥157,188	¥373.4
打継目地型枠		546.0	m	71.0	7.7	¥26,642	¥205,143	¥375.7
誘発目地型枠		430.0	m	70.6	6.1	¥26,642	¥162,518	¥377.9
構造スリット	垂直	643.0	m	19.8	32.5	¥26,642	¥865,865	¥1,346.6
構造スリット	水平	329.0	m	26.4	12.5	¥26,642	¥333,025	¥1,012.2
ｶﾞｽﾃﾝﾌｫｰﾙ据付け	配管ピット天井	69.0	㎡	23.4	2.9	¥26,642	¥77,262	¥1,119.7
ｶﾞｽﾃﾝﾌｫｰﾙ据付け	配管ピット壁	11.0	㎡	8.4	1.3	¥26,642	¥34,635	¥3,148.6
吊りフック金物取付		2.0	箇所	3.2	0.6	¥26,642	¥15,985	¥7,992.6
合計		9,019.0		6.5	1,308.6		¥34,863,721	¥3,865.6

型枠解体工

歩掛 数量/人	人工 人	人件費 円/人	金額 円	m単価 円/数量
29.4	33.1	¥20,971	¥694,140	¥714.1
29.4	0.3	¥20,971	¥6,291	¥786.4
26.0	230.5	¥20,971	¥4,833,816	¥806.4
26.0	78.7	¥20,971	¥1,650,418	¥807.1
	0.0	¥20,971	¥0	¥0.0
48.6	1.2	¥20,971	¥25,165	¥426.5
49.0	3.9	¥20,971	¥81,787	¥426.0
49.0	0.8	¥20,971	¥16,777	¥453.4
116.0	3.6	¥20,971	¥75,496	¥179.3
92.0	5.9	¥20,971	¥123,729	¥226.6
92.0	4.7	¥20,971	¥98,564	¥229.2
80.0	8.0	¥20,971	¥167,768	¥260.9
82.0	4.0	¥20,971	¥83,884	¥255.0
	0.0	¥20,971	¥0	¥0.0
	0.0	¥20,971	¥0	¥0.0
	0.0	¥20,971	¥0	¥0.0
24.1	374.7		¥7,857,836	¥871.3

法定福利費

合計金額 円	単価 円/数量
¥3,363,669	¥3,461
¥27,605	¥3,451
¥27,013,281	¥4,507
¥9,323,314	¥4,559
¥71,933	¥999
¥107,755	¥1,826
¥345,543	¥1,800
¥87,397	¥1,822
¥232,683	¥553
¥328,872	¥802
¥261,080	¥807
¥1,033,633	¥1,608
¥416,909	¥1,267
¥77,262	¥1,120
¥34,635	¥3,148
¥15,985	¥7,993
¥42,721,556	¥4,737

④ 総人工　大工1308.6+解体374.7=1683人

1 現場安全衛生経費率　A現場安全経費／D現場見積金額

B 店社安全衛生経費

下記項目について、自社で支出した１年間（決算期間）の費用等明細を入れてください。
自社で支出した下請会社に係る費用も含めてください。

		費用総額(円)	
1．労災保険料（年間）			
(1)会社（支店・営業所を含む内勤部門）の労災保険料		62,000	
(2)加工場・置場・ヤードの労災保険料	⑧	293,000	
(3)中小事業主・一人親方の特別加入保険料		82,000	
※保険料の還付金は含めない。	小計	437,000	a
		費用総額(円)	
2．労災上乗せ保険料	⑨	390,000	b
役員保険、会社従業員、技能者(自社・下請)、一人親方保険を全て含む			
複数加入の場合は合算した額。元請協力会等で行う上乗せ保険料を含む。			
※保険料の還付金等は含めない。			
		費用総額(円)	
3．健康診断費用	⑩	679,000	c
自社で実施し支出した費用			
		費用総額(円)	
4．元請会社の設置する安全衛生協力会（災防協等）の会費	⑪	701,000	d
自社で支出する費用の全額（関係元請会社に支払う総額）			
		費用総額(円)	
5．工事現場単位の職長会費等安全衛生協力費	⑫	1,359,000	e
全工事現場における自社で支出する費用の年間総額。			
		費用総額(円)	
6．店社安全活動費			
(1)安全大会開催費	⑬	1,500,000	
(2)安全衛生教育費	⑭	400,000	
安全衛生法令に定める法定教育(技能講習、特別教育等)取得費の総額			
	小計	1,900,000	f

各社の年間安全経費から各現場の安全経費算出
（%、㎡/円）

⑧　各社各項目の年間保険料
⑨　各社の労災上乗せ保険料
⑩　各社健康診断料（下請合同の健康診断も含む）
⑪　元請の災害防止会費
⑫　各現場の安全協力会費
⑬　各社安全衛生大会費
　（店社安全協力会費で負担している場合は減額）
⑭　安全衛生教育費
　例　各種技能教育・特別教育
　　職長・玉掛・支保工再教育（５年ごと）等

７．その他項目で安全衛生経費として記載するべき項目案

下記項目について、各会社の特有の安全活動費を入れてください。（損害保険等）

		費用総額(円)
(1)記載項目（ 事業保障保険 ）		542,000
(2)記載項目（ ○○工務店安全協力会費 ）		700,000
(3)記載項目（ 大工・解体職長勉強会 ）	⑮	600,000
(4)記載項目（ 資材加工ヤード熱中症対策スポットクーラー設置費 ）		200,000
(5)記載項目（ 資材加工ヤード安全点検費 ）27,500*0.5日*12カ月		165,000
(6)記載項目（ ）		
(7)記載項目（ ）		
小計		2,207,000 g

B　店社安全衛生経費(a+b+c+d+e+f+g)　合計 7,673,000

⑮　各社各項目の安全活動費

（年間の費用を入れてください）

例　事業保障保険

店社安全協力会費

店社安全教育費

資材置場・加工場の安全衛生経費等

C　完成工事原価（売上原価）

直近決算の損益計算書における完成工事原価　⑯　1,025,037,000 (円)

⑯　年間完成工事原価

店社等安全衛生経費率

店社等安全衛生経費率【B／C】　2　0.75%

店社等安全衛生経費率

B店社等安全衛生経費／C完成工事原価

2023年12月18日

型枠工事安全衛生経費算定シート

現場名　　標準単価　病院（在来スラブ工法）

【安全衛生経費・安全衛生経費率】

D 現場見積金額	63,548,567	円	E 現場総数量		9,019.0	㎡
F 型枠工期	2023年12月	～	2024年6月	→	7	延月数
安全衛生経費率【A/D＋B/C】					2.08%	%
安全衛生経費					1,321,245	円
型枠㎡当り安全衛生経費					146	円/㎡

※金額は小数点1位を四捨五入。数量は小数点第2位、経費率は小数点第3位を四捨五入

A 現場の安全経費

1．保護具の購入費

下記項目について、各現場の総人工数と各社の購入費用及び耐用年数を入れてください。
（請負範囲内の型枠工・解体工・墨出し工等で下請を含む総人工数）

	耐用年数	総人工	購入金額	円/日	費用総額(円)
(1)保護帽（ヘルメット）	1	1,683	5,200	20.63	34,729
(2)墜落制止用器具（安全帯）	2	1,683	60,000	119.05	200,357
(3)安全靴	0.5	1,683	10,000	79.37	133,571
(4)空調服	2	1,683	20,000	39.68	66,786
(5)その他１（　保護メガネ　）	1	1,683	700	2.78	4,675
(6)その他２（　反射ベスト　）	1	1,683	1,000	3.97	6,679
				小計	446,796

※1年　252日　21日×12か月　とします。
※「総人工」は当該工事の予定総人工数。「購入金額」は直近で購入した保護具の1個当り単価。

2．その他項目で安全衛生経費として記載するべき項目

下記項目について、各現場の特有の安全活動費を入れてください。（職長活動、パトロール、新規入場等）

	単価	時間	日数	費用総額(円)
(1)記載項目（　職長安全巡回等　）	27,500	0.5	147	288,750
(2)記載項目（　職長会パトロール週１回　）	27,500	1	28	110,000
(3)記載項目（　　）				
(4)記載項目（　　）				
(5)記載項目（　　）				
(6)記載項目（　　）				
(7)記載項目（　　）				
			小計	398,750
A　現場安全経費			合計	845,546

現場安全衛生経費率

現場安全衛生経費率【A／D】	1.33%

型枠工事安全衛生経費の算定

日本型枠標準見積書の見積金額・見積数量・総人工を使用

(1)現場での安全衛生経費
　シート1で**現場での安全衛生経費**（積上げ方式）を集計

(2)現場安全衛生経費率
　現場安全衛生経費を現場見積金額（直接工事費）で除して
　現場安全衛生経費率 1 を算出

(3)店社安全衛生経費
　シート2・3で年間の**店社安全衛生経費**を集計

(4)店社安全衛生経費率
　店社安全衛生経費を完成工事原価で除して
　店社安全衛生経費率 2 を算出

(5)工事安全衛生経費率
　現場及び店社等の安全衛生経費率を加算して
　当該工事の安全衛生経費率を算出

(6)当該工事の安全衛生経費
　工事見積金額に安全衛生経費率を乗じて
　当該工事の安全衛生経費を算出

(7)型枠㎡当り安全衛生経費
　当該工事の安全衛生経費を現場型枠総㎡数量で除して安全衛生経費の㎡単価（㎡/ 円）を算出

日本型枠標準見積書に転記

日本型枠工事業協会　　**御中**

下記の通りお見積申し上げます。

御見積書

提出期限　2023/9/13

工事名称　新豊命カーブ　標準単価　病院(在来スラブ工法)

納期工期　RC造病院

施工費　¥82,764,000 (税込)

現場質疑　地上7階建てRC造

法定福利費　¥7,599,076 (税込)

工事番号　搬出入は8ﾄﾝユニック車以上

合計　**¥90,363,076** (税込)

項目番号　階段1・EV1、基礎H2450

施工場所　東京都下

特記事項　諸雑費元請支給。場内小運搬含む元請支給。搬出入

トラック8ﾄﾝユニック積載使用。支保工足元滑動防止はサポート底板と床上貫板との釘止めによる。特殊支保工元請支給。

法定福利費の値引きは不可。

※面仕様書契約条項及び現場係員指示によること。

業者コード　1FH3800、2FH3600、3F～H3300

会社名

住所

電話番号　FAX番号

名　称	仕　様	単位	員　数	単　価	金　額	単　価	金　額	備　考
在来スラブ工法								
a.労務費								
基礎普通型枠		㎡	972.0	¥3,461	¥3,364,092			
基礎打放型枠		㎡	8.0	¥3,451	¥27,608			
地上普通型枠		㎡	5,994.0	¥4,507	¥27,014,958			
地上打放型枠		㎡	2,045.0	¥4,559	¥9,323,155			
接近工法片面型枠補足		㎡	72.0	¥999	¥71,928			
ピット排水溝	W150×H50	m	59.0	¥1,826	¥107,734			
バルコニー排水溝	W150×H50	m	192.0	¥1,800	¥345,600			
屋上排水溝	W350×H50	m	37.0	¥1,822	¥67,414			
捨てコン枠	H50	m	421.0	¥553	¥232,813			
打継目地型枠		m	546.0	¥602	¥328,692			
誘発目地型枠		m	430.0	¥607	¥261,010			
構造スリット	垂直	m	643.0	¥1,608	¥1,033,944			構造スリット元請支給

型枠工事安全衛生経費の見積書への記載

本来「安全衛生経費」は「一般管理費」に含まれる。従来一般管理費に含まれていた安全に係る費用項目を、今回単独で表示することとなるが、実際の安全衛生管理活動自体は従来と異なるものではなく、型枠工事会社が工事現場や店社等で行う安全衛生管理項目を、元請会社と調整の上、上記安全衛生経費算定シートを用いてその費用の明細を作成し、見積書に表示するものである。

名　称	仕　様	単位	員　数	単　価	金　額	単　価	金　額	備　考
構造スリット	水平	m	329.0	¥1,267	¥416,843			構造スリット元請支給
ﾎﾞﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ貼付け	配管ピット天井	㎡	69.0	¥1,120	¥77,280			ﾎﾞﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ元請支給
ﾎﾞﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ貼付け	配管ピット壁	㎡	11.0	¥3,149	¥34,639			ﾎﾞﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ元請支給
吊りフック金物取付		箇所	2.0	¥7,993	¥15,986			吊りフック元請支給
	計(a)	㎡	9,019.0	¥4,737	¥42,723,696			
b.材料費		㎡	9,019.0	¥1,909	¥17,217,271			
c.型枠運搬費		㎡	9,019.0	¥400	¥3,607,600			
	計 (a+b+c)	㎡	9,019.0	¥7,046	¥63,548,567			
d.一般管理費	16.3%	㎡	9,019.0	¥1,150	¥10,371,691			
e.安全衛生管理費	2.1%	㎡	9,019.0	¥146	¥1,321,245			
	計 (a+b+c+d+e)	㎡	9,019.0	¥8,343	¥75,269,034			
	消費税 10%				¥7,526,000			
	A.施工費計				¥82,786,000			
法定福利費	※雇用主負担率 16.170%	㎡	9,019.0	¥766	¥6,908,251			
	※当工事従事者加入率 100.0%				¥6,908,251			
	消費税 10%				¥690,825			
	B.法定福利費計				¥7,599,076			
	合計 (A+B)				¥90,385,076			

型枠工事安全衛生経費の見積書への記載

元請会社に提出する御見積書において、「一般管理費」の直下に「**安全衛生経費**」を１行記載する。

記載事項は
①安全衛生経費率%　②型枠数量㎡　③安全衛生経費㎡単価
④安全衛生経費金額円

但し**一般管理費率から安全衛生経費率を除く**ものとする。

型枠工事安全衛生経費の見積書への記載

「一般管理費」の直下に「**安全衛生経費**」を１行記載する。

名　　称	仕　　様		単位	員　数	単　価	金　額	単　価
構造スリット	水平		m	329.0	¥1,267	¥416,843	
ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ貼付け	配管ピット天井		㎡	69.0	¥1,120	¥77,280	
ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ貼付け	配管ピット壁		㎡	11.0	¥3,149	¥34,639	
吊りフック金物取付			箇所	2.0	¥7,993	¥15,986	
	計(a)		㎡	9,019.0	¥4,737	¥42,723,696	
b.材料費			㎡	9,019.0	¥1,909	¥17,217,271	
c.型枠運搬費			㎡	9,019.0	¥400	¥3,607,600	
	計 (a+b+c)		㎡	9,019.0	¥7,046	¥63,548,567	
d.一般管理費		16.3%	㎡	9,019.0	**¥1,150**	**¥10,371,691**	
e. 安全衛生経費		2.1%	㎡	9,019.0	¥146	¥1,321,245	
	計 (a+b+c+d+e)		㎡	9,019.0	¥8,343	¥75,269,034	
	消 費 税	10%				¥7,526,000	
	A. 施工費計					¥82,786,000	

型枠工事　御見積書の構成

御見積書

○○建設株式会社　　御中

下記の通りお見積申し上げます。

工事名称

施工費　¥○○,○○○,○○○(税込)

法定福利費　¥○,○○○,○○○ (税込)

合計　¥○○,○○○,○○○(税込)

施工場所

特記事項

提出期限

納期工期　RC造病院

現場質疑　地上7階建てRC造

工事番号　搬出入は８ﾄﾝユニック車以上

項目番号　階段1・EV1、基礎H2450

業者コード

会社名　○○型枠工業(株)

住所

電話番号　　FAX番号

名　称	仕　様		単位	員　数	単　価	金　額	単　価	金　額	備　考
a. 労務費									
	計 (a)		㎡						
b. 材料費			㎡						
c. 型枠運搬費			㎡						
	計 (a+b+c)		㎡						
d. 一般管理費		%	㎡						
e. 安全衛生経費		**%**	㎡						
	計 (a+b+c+d+e)		㎡						
	消 費 税	10%							
	A. 施工費計								
法定福利費	※雇用主負担率	%	㎡						
	※当工事従事者加入率	100.0%							
	消費税	10%							
	B. 法定福利費計								
	合計 (A+B)								

左官工事

御　見　積　書（案）

令和　　年　　月　　日

〇〇建設株式会社　御中

〇〇左官工業株式会社

☑　〇〇県〇〇市〇〇区二丁目4番45号
TEL　〇〇〇〇
FAX　〇〇〇〇

□　〇〇県〇〇市〇〇区2番20号
TEL　〇〇〇〇
FAX　〇〇〇〇

□　〇〇県〇〇市〇〇区六丁目34番48－4号
TEL　〇〇〇〇
FAX　〇〇〇〇

担当者

見積金額　￥〇〇〇

工　事　名

工　　期　令和　　年　　月　　日

令和　　年　　月　　日

名　　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　　考
左官工事	別紙内訳書のとおり					
材料費		1	式		〇〇〇	
労務費		1	式		〇〇〇	
一般管理費		1	式		〇〇〇	
安全衛生経費		1	式		〇〇〇	安全衛生経費 内訳書より
法定福利費		1	式		〇〇〇	
合　　計					〇〇〇	

（案）

総合工事業者　各位

安全衛生経費を内訳明示した見積書を提出させて戴きます。
建設技能者にかかる安全衛生経費の額は労務費の　9.0%　です。

〈参考〉　左官業の建設技能者にかかる安全衛生経費率算出表

令和 6年 4月
(一社) 日本左官業組合連合会

（専門工事業団体・ゼネコン団体・施主団体・国交省・厚労省等で構成する
「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」のメンバーです。）

安全衛生経費 内訳書（案）

【記載例】

① 個別工事現場における安全衛生経費

類番	名　　称	摘　　要	数 量	単位	単価	金 額 （税別）	備　　考
	仮囲い	○○	○○	m	○○	○○○	
	屋根高所作業用手すり	○○	○○	m	○○	○○○	
	空調服		○○	人日	○○	○○○	
	防暑たれ		○○	個	○○	○○○	
小　　計						○○○	

② 建設技能者にかかる安全衛生経費

	建設技能者にかかる安全衛生経費	労務費（○○○円）				○○○	労務費の9．0%
合　　計						○○○	

建設技能者にかかる左官業の「安全衛生経費率」算出表（案）

（一社）日本左官業組合連合会

2024/3/14

＜設定条件＞
- 令和6年度公共工事設計労務単価（東京都）　¥30,800 /日（左官）
- 年間労働日数 234日/年 （令和5年6月16日 CCUSにおけるレベル別年収の公表[国土交通省]より）
- 労働時間8時間/日
- 労働年数は20歳～60歳の40年間と仮定

No.	名称		金額（税別）	単位	単価/年（税別）	摘要	備考
A	**保護具の着用**						
1	保護帽	耐用年数3年（ABS、PC、PE製）	6,400	個	2,133	耐用年数 ABS、PC、PE製（熱可塑性樹脂）異常が認められなくても3年以内 FRP製（熱硬化性樹脂）異常が認められなくても5年以内 装着体 異常が認められなくても1年以内	
2	墜落制止用器具（胴ベルト型）	耐用年数2年	15,000	個	7,500	使用期限：ハーネス・安全ブロックなど使用開始から3年 ロープ・ランヤード・ストラップ使用開始から2年 使用していなくても最大使用可能期間7年	日本安全帯研究会
3	墜落制止用器具（フルハーネス型）	耐用年数2年	30,000	個	15,000	使用期限：ハーネス・安全ブロックなど使用開始から3年、 ロープ・ランヤード・ストラップ使用開始から2年 使用していなくても最大使用可能期間7年	日本安全帯研究会
4	保護眼鏡	2ヶ月/個	2,500	個	15,000	普及品	
5	安全靴	6ヶ月/足	6,000	足	12,000	〃	
6	安全チョッキ	3年/枚	2,000	枚	667	〃	
7	防塵マスク	1ヶ月/個	4,000	個	48,000	〃	
8	防塵フィルター	10個/月	1,000	個	12,000	〃 （@100円×10個×12ヶ月）	
9	耳栓	1個/月	500	ｾｯﾄ	6,000	〃	
B	**安全衛生教育・作業従事者への技能講習、特別教育**						
10	雇い入れ時教育	1日間（6時間）	39,436	回	986	((公共工事設計労務単価×1日)+受講料)÷40年	受講料：中小建設業特別教育協会 8,636円
11	送り出し教育の受講	1時間　現場毎　1回/月	3,850	回	46,200	公共工事設計労務単価÷8時間×12回/年	
12	新規入場者教育の受講	〃	3,850	回	46,200	〃	
13	安全衛生協議会・職長会への参加	〃	3,850	回	46,200	〃	
14	災害防止協議会・安全パトロールへの参加	〃	3,850	回	46,200	〃	
15	朝礼・KY活動・一斉清掃等	20分　現場毎　1回/日	1,283	回	300,300	公共工事設計労務単価÷8h×(20/60)×234日	
16	職長・安全衛生責任者教育	2日　※建設技能者2人に対し1人受講	81,600	回	1,020	((公共工事設計労務単価×2日)+受講料)÷40年÷2	受講料：中小建設業特別教育協会 20,000円
17	足場組立て等特別教育	1日	40,800	回	1,020	((公共工事設計労務単価×1日)+受講料)÷40年	受講料：中小建設業特別教育協会 10,000円
18	巻上げ機運転特別教育	1日	40,345	回	1,009	〃	受講料：中小建設業特別教育協会 9,545円
19	自由研削砥石取替試運転作業者特別教育	1日	40,345	回	1,009	〃	受講料：中小建設業特別教育協会 9,545円
20	フルハーネス型墜落制止用器具特別教育	1日	40,345	回	1,009	〃	受講料：中小建設業特別教育協会 9,545円
21	酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育	1日	39,450	回	986	〃	受講料：中小建設業特別教育協会 8,650円
22	高所作業車運転特別教育（作業床の高さ10m未満）	1日	39,618	回	990	〃	受講料：労働技能講習協会 12,182円
23	職長等再教育及び安全衛生責任者教育	1日　※5年毎に再教育	42,982	回	4,298	((公共工事設計労務単価×1日)+受講料)÷40年×8回÷2	受講料：労働技能講習協会 8,818円
24	フォークリフト運転技能講習	4日	160,473	回	4,012	((公共工事設計労務単価×4日)+受講料)÷40年	受講料：東京技能講習協会 37,273円
25	玉掛け技能講習	2日	82,964	回	2,074	((公共工事設計労務単価×2日)+受講料)÷40年	受講料：東京技能講習協会 21,364円
C	**健康診断・その他**						
26	一般定期健康診断	0.5日　定期（年1回ごと）	23,841	回	23,841	((公共工事設計労務単価×0.5日)+健康診断料)	健康診断料9,091円（ﾚﾝﾄｹﾞﾝ,血液検査,心電図,血圧,身長体重,視力,聴力等）
27	アルコールチェッカー導入費	3年/個	6,000	個	2,000	普及品	
合　　計					**647,654**		1年間にかかる1人当りの安全衛生経費

建設技能者年収	30,800 × 234日			7,207,200	公共工事設計労務単価×年間労働日数	
安全衛生経費率	647,654 ÷ 7,207,200			**9.0%**	1年間にかかる1人当りの安全衛生経費÷建設技能者年収×100	労務費に対して

令和６年３月１４日　案

（一社）日本左官業組合連合会

安全衛生経費を内訳明示した見積書作成手順

1.安全衛生経費を内訳明示した見積書とは

建設工事従事者の安全及び健康の確保に必要な労働災害防止対策を適切に実施するための「安全衛生経費」を、従来の総額によるものでなく、内訳として明示した見積書のことをいう。

２.内訳明示する安全衛生経費の算出方法

（１）内訳明示する安全衛生経費の範囲

見積条件提示時に「〇〇工事における安全衛生経費対策項目の確認表【左官】」（以下「確認表」という。）等において、下請けが費用負担することを確認した項目とする。（確認表に記載が無いが、個別工事現場において必要となる安全衛生対策がある場合は、確認表の「追加項目」に記入し注文者と確認すること。）

なお、再下請をする場合は、再下請業者が必要な安全衛生経費も計上し、再下請業者に適切に支払うことが必要である。

（２）安全衛生経費の基本的な算出方法

安全衛生経費の算出は、①個別工事現場の条件等により必要となる安全衛生対策（墜落等による危険の防止、公衆災害に要する対策（仮囲い等）等）と、②建設技能者にかかる安全衛生対策（保護具、安全衛生教育、健康診断等）で積算するものとする。

① 個別工事現場における安全衛生経費

個別工事現場の施工内容、現場条件等で必要となり、確認表において下請が費用負担することを確認した項目を対象に個別に積み上げて積算するものとする。

【個別に積み上げて積算する計算の例】

例１　仮囲い

安全衛生経費＝単価（リース料金）×使用期間×施工数量

例２　墜転落防止対策（手すり）

安全衛生経費＝単価（リース料金）×使用期間×施工数量

例３　空調服

安全衛生経費＝単価（購入金額）÷耐用期間×使用日数

例４　防暑たれ

安全衛生経費＝単価（購入金額）÷耐用期間×使用日数

② 建設技能者にかかる安全衛生経費

建設技能者１人当りの １ 年間にかかる安全衛生経費（保護具、安全衛生教育、作業従事者への技能講習、特別教育、健康診断等）を算出し、年収（公共工事設計労務単価×年間労働日数）で除したものを「安全衛生経費率」とする。

次に、個別工事の見積書において、労務費に安全衛生経費率を乗じ、当該工事の安全衛生経費額を算出する。

なお、安全衛生経費率は（一社）日本左官業組合連合会が基づくデータ等を用いて作成した、工事費に含まれる平均的な安全衛生経費率をあらかじめ算出したもの（建設技能者にかかる左官業の「安全衛生経費率」算出表）を使用する。

【経費の効果が及ぶ期間が１年でない安全衛生経費の期間按分計算の例】

例 A　耐用年数が複数年の設備等

１年間にかかる安全衛生経費＝単価÷耐用年数

例 B　職人一人につき就業期間わたり一度のみ必要な経費

１年間にかかる安全衛生経費＝単価÷平均労働年数（40 年）

例 C　その他の経費（１年のうちの特定の期間のみ発生する経費等）

１年間にかかる安全衛生経費＝単価×数量

１年間にかかる安全衛生経費は A、B、C の合計により求める。

【安全衛生経費率の計算式】

安全衛生経費率　＝1 年間にかかる安全衛生経費
÷年収（公共工事設計労務単価×年間労働日数（234 日））

【個別工事の安全衛生経費の計算式】

個別工事の安全衛生経費＝個別工事の見積金額の労務費（値引き前、法定福利費加算前）×安全衛生経費率

○ **建設技能者にかかる安全衛生経費として計上する項目**

代表的な安全衛生経費の計上対象項目を以下に示す。これを参考に個社及び個別工事現場の実情に応じて検証することとする。

建設技能者にかかる安全衛生経費

1）保護具

①保護帽
②墜落制止用器具（銅ベルト型）
③墜落制止用器具（フルハーネス型）
④保護眼鏡
⑤安全靴
⑥安全チョッキ
⑦防塵マスク
⑧防塵フィルター
⑨耳栓

2）安全衛生教育・作業従事者への技能講習、特別教育

①雇い入れ時教育
②送り出し教育の受講
③新規入場者教育の受講
④安全衛生協議会・職長会への参加
⑤災害防止協議会・安全パトロールへの参加
⑥朝礼・KY 活動・一斉清掃等

⑦職長・安全衛生責任者教育
⑧足場組立て等特別教育
⑨巻上げ機運転特別教育
⑩自由研削砥石取替試運転作業者特別教育
⑪フルハーネス型墜落制止用器具特別教育
⑫酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育
⑬高所作業車運転特別教育（作業床の高さ 10m 未満）
⑭職長等再教育及び安全衛生責任者教育
⑮フォークリフト運転技能講習
⑯玉掛け技能講習

３）健康診断・その他

①一般定期健康診断
②アルコールチェッカー導入費

なお、これ以外の安全衛生経費の追加項目がある場合は、別項目で見積書に計上する。

資料３－４

令和版

STOP！熱中症

～建設現場での熱中症の発生・重篤化を防ぐため～



国土交通省 大臣官房 技術調査課

厚生労働省 労働基準局安全衛生部 労働衛生課

目次

1. 熱中症対策の必要性 P3

- 熱中症とは
- 熱中症の発生状況（2020～2024年）
- 建設現場の熱中症

2. 熱中症の発生・重篤化を防ぐ対策 P6

- 暑さ指数による現場管理
- 現場環境・休憩場所などの施設等の充実
- 衣服などの備品類の充実
- 従業者の健康管理・安全教育
- 熱中症発生時の迅速な対応
- 建設業と警備業との連携

3. 参考資料 P14

- 職場における熱中症予防対策マニュアル及び働く人の今すぐ使える熱中症ガイド（厚生労働省）より抜粋
- 熱中症対策に関する近年の法令改正
- 直轄工事の熱中症対策への支援
- 熱中症に関連する法律や情報提供サイト





① 熱中症対策の必要性

● 熱中症とは

「熱中症」とは、高温多湿な場所で体調や、体温の調整機能の悪化により発症する障害の総称です。
症状は大きく**めまいや頭痛、意識障害、けいれん、手足の運動障害、高体温**など重症化すると死亡災害につながるおそれがあります。



！適切な対応と適切な措置が重要



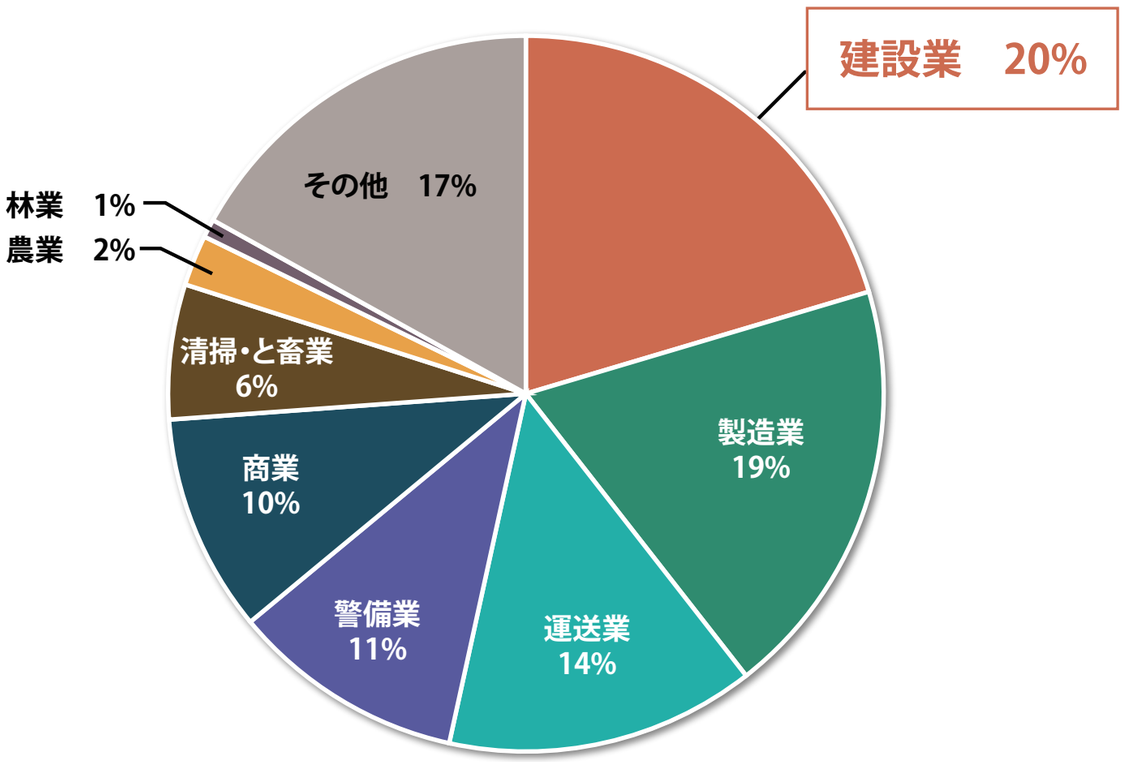
熱中症の種類と症状

熱失神（ねつしっしん）	比較的軽症	主な症状は、立ちくらみ・めまい、一時的な失神。
熱けいれん（ねつ）	軽症	筋肉のこむら返りや筋肉痛等の症状
熱疲労（ねつひろう）	中等症	脱水と循環不全が進行した結果、全身の倦怠感、脱力感、頭痛、吐き気、嘔吐、下痢
日射病（にっしゃびょう）	重症型	強い直射日光に長時間さらされることが原因で起こるものを指す。重症型であり、太陽光が主因となるものが日射病となる。

● 熱中症の発生状況（2020～2024年）

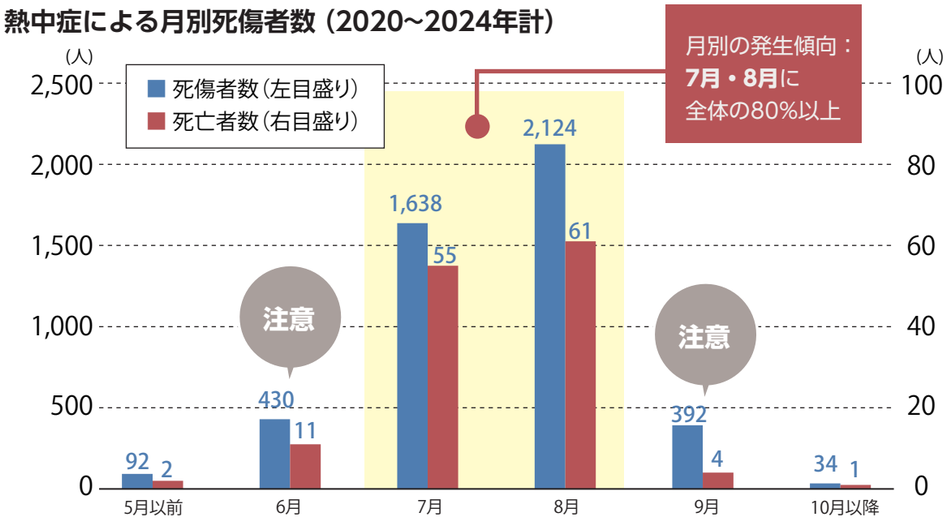
過去５年間（2020 ～ 2024年）の業種別の熱中症による死傷者は、建設業が最も多くなっています。発生月は７月～８月が全体の８割以上を占める一方、５月以前や10月以降でも発生しています。発生時間帯は日中を通して発生しており、朝・夕の時間においても注意が必要です。

熱中症による業種別死傷者数の割合（2020 ～ 2024年計）



出典：厚生労働省　職場における熱中症による死傷者数の推移

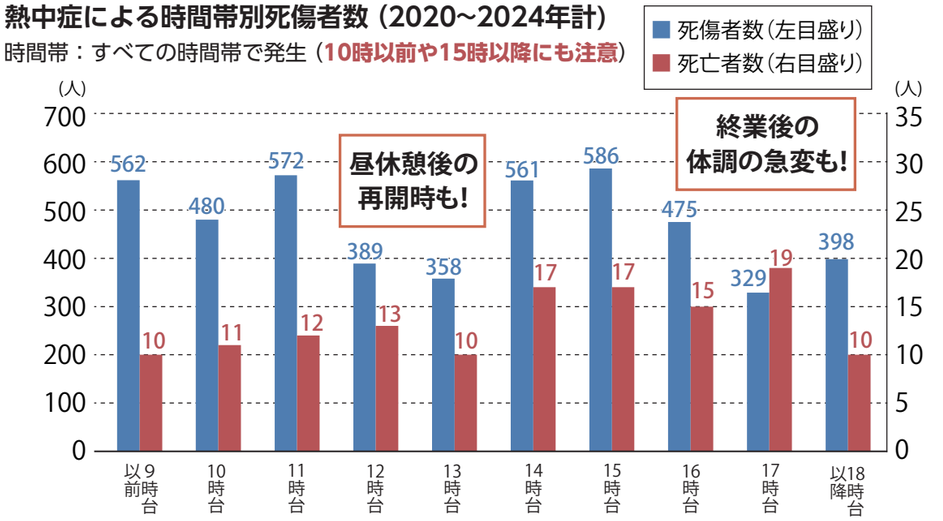
熱中症による月別死傷者数（2020~2024年計）



出典：厚生労働省　職場における熱中症による死傷者数の推移

熱中症による時間帯別死傷者数（2020~2024年計）

時間帯：すべての時間帯で発生（**10時以前や15時以降にも注意**）



出典：厚生労働省　職場における熱中症による死傷者数の推移

● 建設現場の熱中症

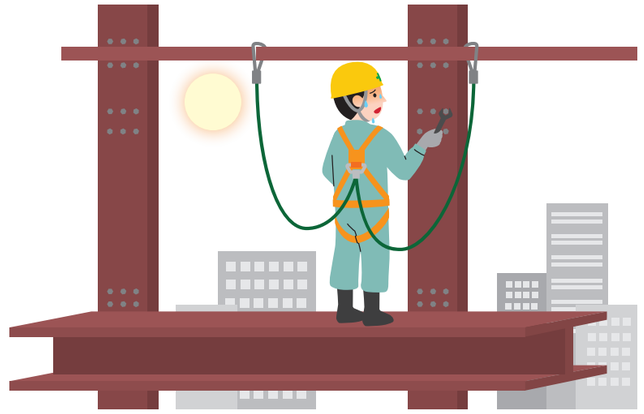
建設現場では、屋外の直射日光下以外にも、密閉された空間や重機・車両内でも発生しており、各所の作業環境を確認した上で、適切な対策を実施することが重要です。



屋外の直射日光下
（舗装工事・鉄筋作業など）



重機・車両内



高所作業（足場・屋根上）



密閉された空間（倉庫や建屋内等）



資材置き場・仮設事務所周辺

※イラストはイメージ

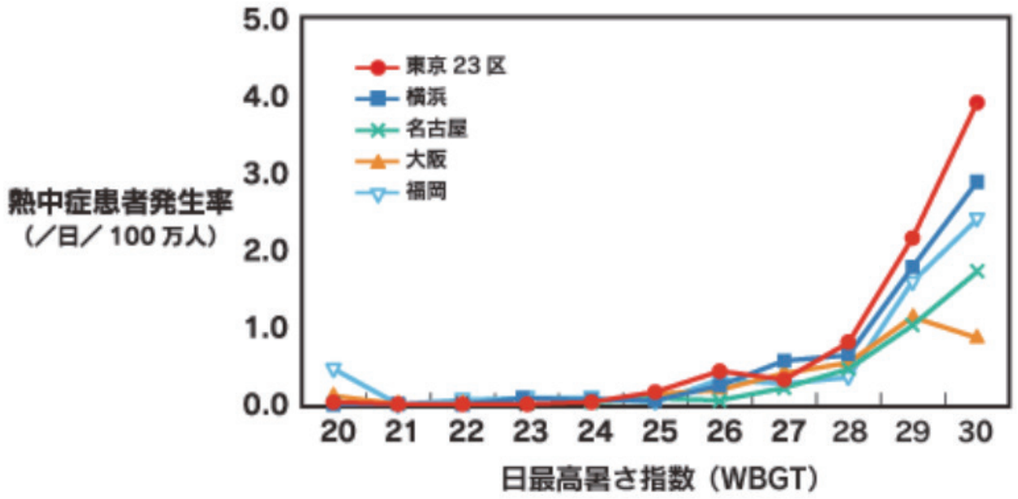
出典：厚生労働省　職場における熱中症による死傷災害の発生状況（令和５年、令和６年）

② 熱中症の発生・重篤化を防ぐ対策

● 暑さ指数による現場管理

【暑さ指数 WBGT（湿球黒球温度）】（Wet Bulb Globe Temperature）は、熱中症を予防することを目的として1954年にアメリカで提案された指標です。単位は気温と同じ摂氏度（℃）で示されますが、その値は気温とは異なります。
暑さ指数が28以上になると熱中症患者が著しく増加するとのデータもあり、建設現場においては、暑さ指数を適切に確認しながら、作業時間や休憩管理を行うことが重要です。

【日最高WBGTと熱中症患者発生率の関係】



出典：環境省　熱中症予防サイト　平成17年の主要都市の救急搬送データ

【WBGTと熱中症予防運動指針】

気温（参考）	暑さ指数（WBGT）	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
31℃以上 35℃未満	28以上 31未満	厳重警戒 （激しい運動は中止）	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10 ～ 20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
28℃以上 31℃未満	25以上 28未満	警戒 （積極的に休憩）	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24℃以上 28℃未満	21以上 25未満	注意 （積極的に水分補給）	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21未満	ほぼ安全 （適宜水分補給）	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

※暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など

出典：環境省　熱中症予防サイト
資料：（公財）日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」（2019）

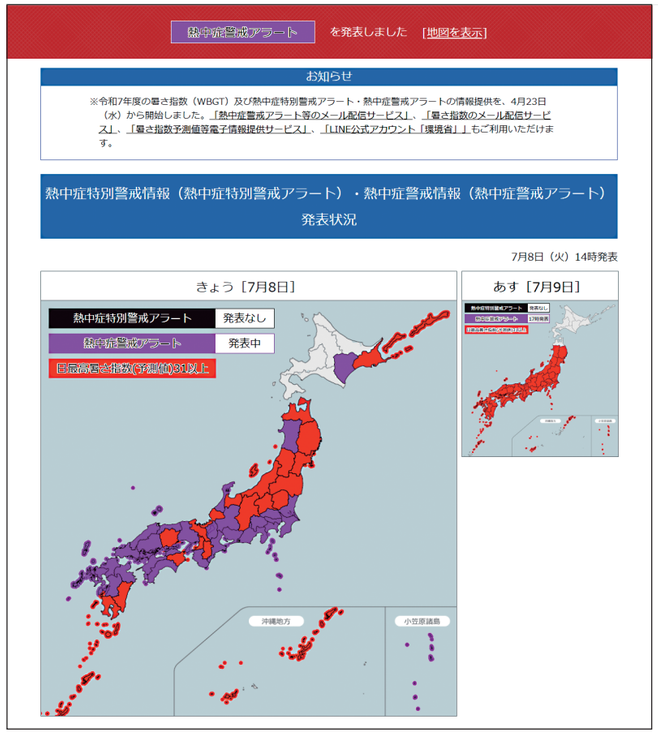
【熱中症情報の入手】

熱中症の発生しやすい季節（６月から９月）においては積極的に熱中症情報を入手し、対策を行うことが重要です。

■ 気象庁は、全国の気温をリアルタイムで提供し、予測も行っています。特に高温が続く場合は、「高温注意情報」や「高温に関する気象情報」、「高温に関する異常天候早期警戒情報」で注意を呼びかけます。
(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kurashi/netsu.html)

■ 環境省は「熱中症予防情報サイト」で、全国約840地点のWBGT予測値を毎日公開しています。提供期間は5月中旬から10月中旬までで、当日・翌日・翌々日の3時間ごとの予測値が確認できます。
(http://www.wbgt.env.go.jp/)





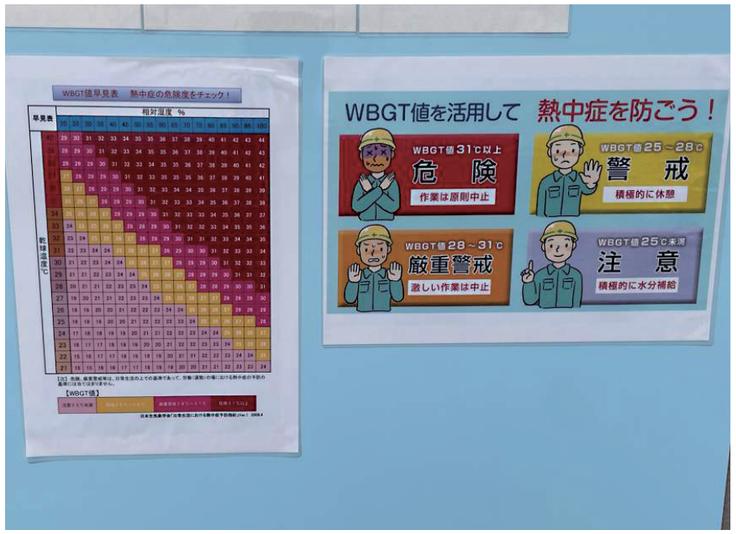
【建設現場でのWBGT値の確認】



携帯型熱中症計



作業箇所毎の熱中症計設置



WBGT値を用いた注意喚起

【最新技術（IoT）の活用】

ウェアラブルデバイスを手首等に装着し温湿度などをクラウド上や事務所等にてモニタリングを行い、熱中症などの危険状態を察知し、本人や現場責任者などへ通知します。
労働災害が発生した場合も、発見・対応までの時間が短縮できます。これらの位置情報はGPSで確認ができます。





● 現場環境・休憩場所などの施設等の充実

【現場環境（屋外）の改善】

- 大型扇風機、スポットクーラー、遮光ネットの設置やミスト、散水車等の活用
- 熱中症対策用品が配備された現場（簡易）休憩所の設置
- 車内休憩所の設置（現場で休憩所が確保できない場合の工夫）



大型扇風機



遮光ネット



ミスト



現場休憩所



簡易休憩所



車内休憩所

【休憩施設（屋内）の充実】

- クーラー等の適度に身体を冷やせる設備の設置
- 冷蔵庫、製氷機等の備品の設置
- 熱中飴、梅干し、経口補水液等の塩分補給の常備



冷蔵庫



製氷機



熱中飴



経口補水液



熱中症対策キット



● 衣服などの備品類の充実

【通気性のよい服装】

・メッシュ素材のビブスや、ファン付き作業服等の使用





ヘルメット（保冷剤入り日よけ、熱中症指数計）





首筋冷却ベルト、冷却スプレー





通気性のよいビブス





ファン付き作業服

● 従業者の健康管理・安全教育

【日常の健康管理】

- 熱中症チェックシートによる日々の体調管理
- 声かけによる個人の状態確認
- トイレ等への脱水症状チェック表の掲示

【安全教育】

- 熱中症に対する安全教育の徹底
- 朝礼時における熱中症対策グッズの確認
- 現場巡視の強化（WBGT値のリアルタイム測定や水分摂取等）



尿による脱水症状チェック表



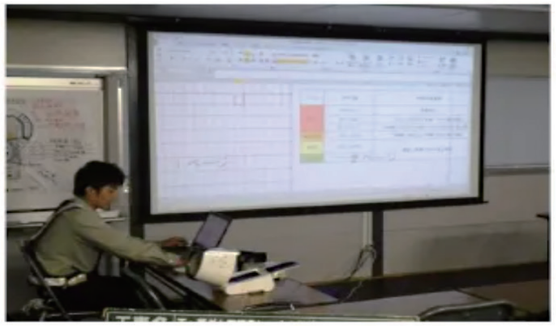
健康状態自己チェックシート



携帯型熱中症計を携行した巡視と注意喚起



熱中症対策グッズの確認





現場で熱中症に関する周知会を実施した事例

出典：厚生労働省　あんぜんプロジェクト

● 熱中症発生時の迅速な対応

【熱中症の早期発見と適切な措置の準備】

- 熱中症の生ずるおそれのある作業が行われる現場の「報告をさせる体制の整備」と周知 **（改正安衛則（R7.6.1施行）関連）**
- 熱中症の生ずるおそれのある作業がおこなれる現場における「熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容およびその実施に関する手順等の作成」と周知 **（改正安衛則（R7.6.1施行）関連）**

熱中症のおそれのある者に対する必要な措置の内容および手順

例1



熱中症のおそれのある者を発見

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】
ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣 等
【自覚症状】
めまい、筋肉痛・筋肉の硬直（こむら返り）、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温 等

↓

作業離脱、身体冷却

↓ 異常等なし

意識の異常等

「意識の有無」だけで判断するのではなく、
①返事がおかしい
②ぼーっとしている
など、普段と様子がおかしい場合も異常等ありとして取り扱うことが適当。
判断に迷う場合は、安易な判断は避け、＃7119等を活用するなど専門機関や医療機関に相談し専門家の指示を仰ぐこと。

異常等あり ↓ 異常等なし

救急隊要請

自力での水分摂取

できない ／ できる

医療機関までの搬送の間や経過観察中は、一人にしない。
（単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持する）

医療機関への搬送 ← 回復しない、症状悪化 ← 経過観察

回復 ／ 回復

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

例2

熱中症のおそれのある者を発見

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】
ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣 等

【自覚症状】
めまい、筋肉痛・筋肉の硬直（こむら返り）、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温 等
①返事がおかしい
②ぼーっとしている など、普段と様子がおかしい場合も、熱中症のおそれありとして取り扱うことが適当。

↓

作業離脱、身体冷却

医療機関までの搬送の間や経過観察中は、一人にしない。
（単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持する）

↓

医療機関への搬送

医療機関への搬送に際しては、必要に応じて、救急隊を要請すること。
救急隊を要請すべきか判断に迷う場合は、#7119等を活用するなど、専門機関や医療機関に相談し、専門家の指示を仰ぐことも考えられる。

↓

回復

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

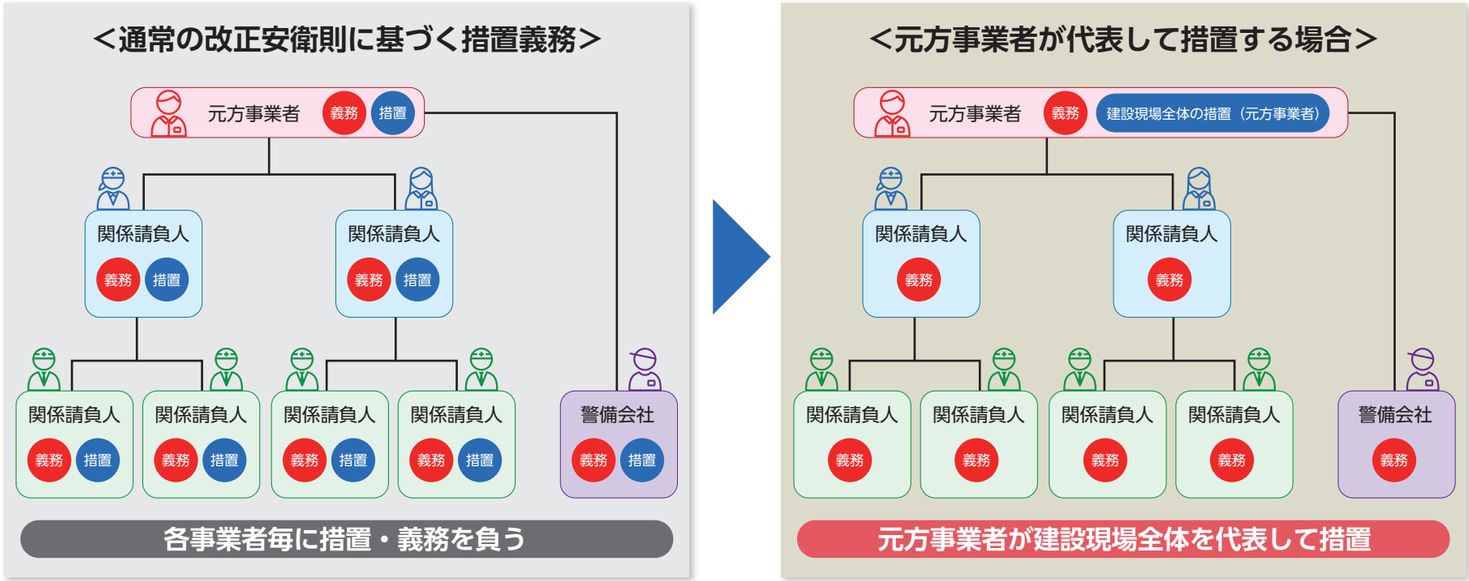
出典：厚生労働省　職場における熱中症対策の強化について

● 建設業と警備業との連携

[建設現場における建設業従業者および警備員の熱中症予防対策の強化]

令和7年6月1日から施行された改正安衛則により、建設現場の事業者には**熱中症の早期発見体制の整備、重篤化防止のための手順書の作成、関係作業者への周知**が新たに義務付けられました。
建設現場は複数の事業者が共同で作業し、屋外や空調の不十分な場所での長時間作業が多いという特性があります。そのため、**元方事業者が現場全体を統括**し、関係請負人や警備会社の従業員を含む全員を対象とした熱中症対策を行うことが望ましいと考えられます。
なお、元方事業者が代表して対策を実施する場合でも、**関係請負人や警備会社が負うべき義務**がなくなるわけではありません。
建設現場での熱中症対策をより実効性のあるものにするためには、**建設業と警備業が連携し、協力して対策に取り組むこと**が非常に重要です。

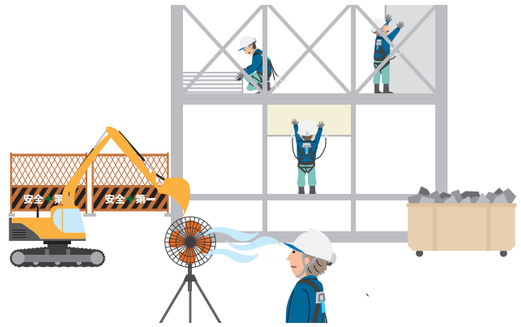
【改正安衛則（R7.6.1施行）の建設業従事者と警備員の連携イメージ】





現場での取組み状況

③ 参考資料



● 職場における熱中症予防対策マニュアル及び働く人の今すぐ使える熱中症ガイド（厚生労働省）より抜粋

熱中症の応急手当

① 涼しい環境への避難

・風通しのよい日陰や、できればクーラーが効いている室内などに**避難させましょう**。

② 身体冷却

・**体温の冷却はできるだけ早く行う**必要があります。重症者を救命できるかどうかは、いかに早く体温を下げることができるかにかかっています。
・救急車を要請したとしても、その到着前から冷却を開始することが求められます。
・深部体温で40℃を超えると全身けいれん（全身をひきつける）、血液凝固障害（血液が固まらない）など危険な症状も現れます。
・身体冷却の方法
　例１　作業着を脱がせ、水をかけ、全身を急速冷却
　例２　濡れタオルなどを身体に当て、扇風機で風を当てる

③ 水分・塩分の補給

・**冷たい水を持たせて、自分で飲んでもらいます。**
　冷たい飲み物は胃の表面から体の熱を奪います。同時に脱水の補正も可能です。
　大量の発汗があった場合には汗で失われた塩分も適切に補える経口補水液やスポーツドリンクなどが最適です。食塩水（水1ℓに1～2gの食塩）も有効です。
・応答が明瞭で、**意識がはっきりしている**なら、口から冷やした**水分をどんどん与えて**ください。
・「呼び掛けや刺激に対する反応がおかしい」、「応えない（意識障害がある）」時には誤って水分が気道に流れ込む可能性があります。また「吐き気を訴える」ないし「吐く」という症状は、すでに胃腸の動きが鈍っている証拠です。これらの場合には、経口で水分を入れるのは禁物で、病院での点滴が必要です。

④ 医療機関へ運ぶ

・**自力で水分の摂取ができないとき**は、点滴で補う必要があるので、**緊急で医療機関に搬送する**ことが最優先の対処方法です。
・実際に、救急搬送される熱中症の半数程度がⅢ度ないしⅡ度で、医療機関での輸液（静脈注射による水分の投与）や厳重な管理（血圧や尿量のモニタリングなど）、肝障害や腎障害の検索が必要となってきます。

● 熱中症対策に関する近年の法令改正

[気候変動適応法の改正（令和6年4月1日 全面施行）]

- 熱中症対策実行計画の策定
- 熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）の新設
- 熱中症対策普及団体の指定
- 熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）の法定化
- 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の制度化

[労働安全衛生規則の改正（令和7年6月1日 施行）罰則規定あり]

○報告体制の整備・周知

元方事業者、関係請負人問わず事業者に責任！

暑熱な場所※1において連続して行われる作業※2等を行う際に、熱中症の自覚症状がある作業者、または熱中症のおそれがある作業者を見つけた者が速やかに報告するための連絡体制（連絡先や担当者）を事業ごとに定め、関係業者（作業員）に周知すること。

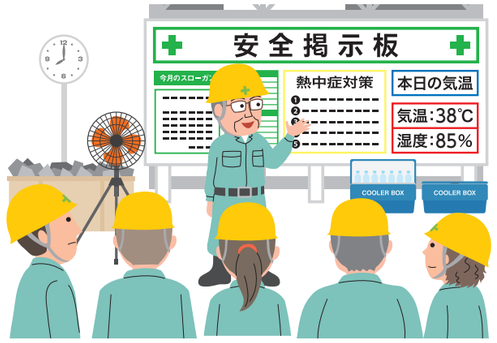
○重篤化防止のための手順作成・周知

①作業からの離脱
②身体の冷却
③必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること
④事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
重症化を防ぐための具体的な応急措置の手順をあらかじめ作成し、周知すること。

【会議室や休憩所などわかりやすい場所への掲示】



【朝礼やミーティングでの周知】



報告体制や措置手順の周知の例

※1 暑熱な場所：湿球黒球温度（WBGT）が28度以上又は気温が31度以上の場所をいい、必ずしも事業場内外の特定の作業場のみを指すものではなく、出張先で作業を行う場合、労働者が移動して複数の場所で作業を行う場合や、作業場所から作業場所への移動時等も含む。
※2 暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業：WBGT（湿球黒球温度）28度又は気温31度以上の作業場において行われる作業で、継続して１時間以上又は１日当たり４時間を超えて行われることが見込まれる作業をいう。

● 直轄工事の熱中症対策への支援

[工事積算における熱中症対策の充実（令和5年度から運用開始）]

国土交通省直轄土木工事では、猛暑日を考慮した工期設定となるよう「工期設定指針」を改定するとともに、官積算で見込んでいる以上に猛暑日が確認された場合には、適切に工期変更を行うほか、その工期延長日数に応じて「工期延長に伴う増加費用の積算」で対応するよう、運用を改良しています。

■猛暑日を考慮した工期設定

新たに、猛暑日日数（年毎のWBGT値31以上の時間を日数換算し、５か年平均したもの）を雨休率に加味し、工程（官積算）を設定。

工　期　＝　実働日数 ×（１＋雨休率）
＋ 準備期間 ＋ 後片付け期間 ＋ その他作業不能日

（実働日数：
毎年度設定される歩掛の「作業日当たり標準作業量」から当該工事の数量を施工するのに必要な日数を算出）

雨休率　＝　（休日数 ＋ 天候等による作業不能日）／ 実働日数

天候等による作業不能日　＝　降雨・降雪日日数　＋ 猛暑日日数

猛暑日日数　＝ 年毎のWBGT値31以上の時間 ※3 を日数換算し、平均した値（対象：5か年）

※３：8時～17時の間のデータを対象とする。

⇒ WBGT値31以上の時間は、環境省熱中症予防情報サイトに掲載されている最寄りの観測データ（８～17時を対象）を活用

■工期延長等に伴う増加費用の積算 ※

工程（官積算）で見込んでいる猛暑日日数等を特記仕様書で明示するとともに、見込んでいる以上に猛暑日等があり、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、工期延長日数に応じて精算。

特記仕様書記載イメージ

「第○条 工期」

１．工期は、雨天、休日等181日間を見込み、契約の翌日から令和○年○月○日までとする。
なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏期休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。
工期には、施工に必要な実働日数以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	40日間
後片付け期間	20日間
雨休率　※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率＝（休日数 ＋天候等による作業不能日）／実働日数	0.89
その他の作業不能日（○○のため）　（Rx.x.x～Rx.x.x）	○日間

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。
イ）１日の降雨・降雪量が10㎜/日以上の日：46日間
ロ）８時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：12日間
（少数第１位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

（過去５か年（20xx年～20xx年）の気象庁（○○観測所）及び環境省（○○地点）のデータより年間の平均発生日数を算出）

２．著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が**工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し**、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を請求することができる。

※「工期の延長に伴う増加費用」は間接工事費（共通仮設費（率分）、現場管理費（率分））で計上する。

出典：国土交通省　令和５年度国土交通省土木工事・業務の積算基準等の改定

[現場環境の改善費用の充実（令和7年度から運用開始）]

国土交通省直轄土木工事では、「現場環境改善費」(率計上)から避暑（熱中症対策）・避寒対策費を切り離し、熱中症対策・防寒対策にかかる費用を「現場環境改善費」(率計上) の50%を上限に計上します。

＜共通仮設費（現場環境改善費）＞

旧

率計上費目	実施する内容（率計上分）
現場環境改善（仮設備関係）	1．用水・動力等の供給設備 2．緑化・花壇　他
現場環境改善（営繕関係）	1．現場事務所の快適化 2．労働宿舎の快適化　他
現場環境改善（安全関係）	1．盗難防止対策 2．イメージアップ経費 3．避暑（熱中症対策）・避寒対策
地域連携	1．見学会の開催 2．デザイン工事看板　他

※計上費目４項目から５つ選択（１項目重複）

現行

率計上費目	実施する内容（率計上分）
現場環境改善（仮設備関係）	1．用水・動力等の供給設備 2．緑化・花壇　他
現場環境改善（営繕関係）	1．現場事務所の快適化 2．労働宿舎の快適化　他
現場環境改善（安全関係）	1．盗難防止対策 2．イメージアップ経費
地域連携	1．見学会の開催 2．デザイン工事看板　他

※計上費目４項目から５つ選択（１項目重複）

積み上げ計上費目（精算時の設計変更対象）

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、設計変更。なお、積み上げ計上の場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される現場環境改善費の50%を上限。

出典：国土交通省　土木工事・業務の積算基準等の改定（令和７年度）

● 熱中症に関連する法律や情報提供サイト

関連法令等

リーフレット「職場における熱中症対策の強化について」
https://neccyusho.mhlw.go.jp/pdf/2025/r7_neccyusho_strengthening_leaflet.pdf
パンフレット「職場における熱中症対策の強化について」
https://neccyusho.mhlw.go.jp/pdf/2025/r7_neccyusho_strengthening_pamphlet.pdf

対策等の情報・資料

厚生労働省　熱中症予防のための情報・資料サイト - 厚生労働省
https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/
環境省　熱中症予防情報サイト
https://www.wbgt.env.go.jp/

日本気象協会 熱中症ゼロへ

https://weather-jwa.jp/news/topics/post5798

消防庁 熱中症情報

https://www.fdma.go.jp/disaster/heatstroke/post3.html

熱中症診療ガイドライン2024

https://www.mhlw.go.jp/content/001314082.pdf